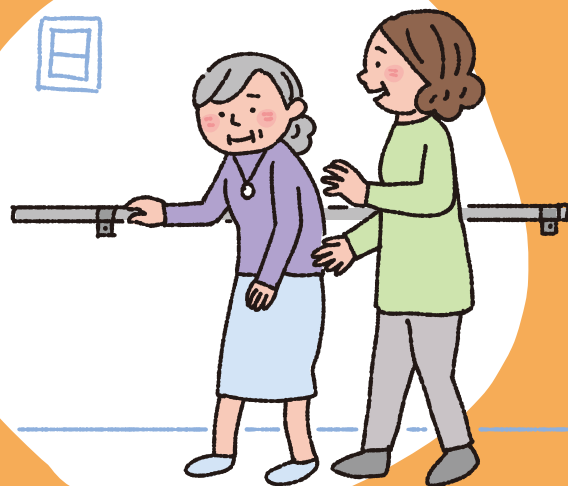


第8期

井手町 高齢者保健福祉計画

令和3年度～令和5年度



ごあいさつ

住民の皆様には、日頃より町政に対するご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、介護保険制度の創設から20年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、全国で550万人に達しています。それに伴い、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着していますが、持続可能な介護保険制度のため、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年を見据えた中長期的な取組が必要となります。



本町においては、今後、総人口は減少傾向となりますが、後期高齢者数は増加から高止まりが見込まれており、認定者数の増加や認定率の上昇が続くことが予測されています。

こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図り、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

今回の「第8期井手町高齢者保健福祉計画」では、前期計画の基本理念に「ともに」を付け加えて、「健康で生き生きと安心して、ともに暮らせるまちづくり」を新たな基本理念としています。今後は、前期計画での取り組みを一層深化・推進するとともに、いわゆる「2025年問題」や「2040年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、介護保険サービスの充実を図るとともに、介護予防・重度化防止の取組の推進や地域での支援体制の整備、また、新型コロナウイルス感染症や災害への備え等にも取り組んでまいります。

住民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、持続可能な介護保険事業の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様、並びに熱心なご審議を賜りました委員の皆様に対して、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

井手町長 汐見 明男

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の流れ	2
3. 計画の位置づけと期間	3
4. 計画の策定体制	4
5. 国の基本指針	5
第2章 高齢者の状況	6
1. 人口の推移と推計	6
2. 第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計	7
3. 認知症高齢者の推計	8
4. 高齢者世帯の状況	9
第3章 介護保険事業の状況	10
1. 第1号被保険者・認定者数・総給付費	10
2. サービス別利用者数	11
3. 1人1月あたり利用回数	14
4. サービス別給付費	17
第4章 計画策定に向けた調査結果	20
1. 各種調査の実施状況	20
2. ニーズ調査及び在宅調査の結果	21
3. 調査結果から見える現状と課題	31
第5章 計画の理念と体系	32
1. 計画の基本理念	32
2. 基本目標	33
3. 施策体系	34
第6章 施策の展開	35
基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	35
(1) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進	35
(2) 身近な地域での生活支援の充実	37
(3) 権利擁護の推進	38
(4) 生活安全対策の推進	39
(5) 認知症施策の推進	40

(6) 在宅医療・介護連携の推進	41
(7) 生活環境の整備	41
基本目標2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進	42
(1) 健康づくりの推進	42
(2) 介護予防・重度化防止の推進	43
(3) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	46
基本目標3 介護保険サービスの充実と適正化の推進	48
(1) 介護保険サービスの充実と質の向上	48
(2) 介護保険事業の適正な運営	50
(3) 低所得者対策の推進	51
第7章 介護保険事業の推進	52
1. 基盤整備について	52
2. サービス事業量の見込み	53
3. 介護保険事業費の見込み	57
4. 第8期介護保険料の財源構成	58
第8章 計画の推進に向けて	59
1. 推進体制と点検・評価	59
2. アウトカム指標の設定について	60
参考資料	61
1. 井手町高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱	61
2. 井手町高齢者サービス総合調整推進会議 委員一覧	62

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、令和元年9月現在、3,588万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっています。今後も高齢者人口は増え続ける見込みであり、団塊の世代すべてが後期高齢者（75歳以上）になる令和7年には高齢者は3,677万人（高齢化率30.0%）、第2次ベビーブームに生まれた世代が65歳以上となる令和22年には3,921万人（高齢化率35.3%）になると予測されています。

本町においても高齢化は進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

本町の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画である「第7期井手町高齢者保健福祉計画」（平成30年度～令和2年度）（以下、「前期計画」という）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保健サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

今後は、前期計画での取組を一層深化・推進するとともに、先に示したいわゆる「2025年問題」や「2040年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化やサービスや地域での支援を支える人材の確保等にも積極的に取り組む必要があります。

新たな計画となる「第8期井手町高齢者保健福祉計画」（令和3年度～令和5年度）（以下、「本計画」という）では、こうした背景を受け、一層の高齢化が進む本町において、地域住民、サービス事業所、行政の協働により構築されてきた地域包括ケアシステムを持続可能な形で深化・発展させていくために策定します。

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の流れ

高齢者を地域で支えるため、全国の市町村では、平成7年度から高齢者保健福祉計画、平成12年度からは高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進しています。

介護保険制度施行から7期にわたる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画には、大きく2つの節目がありました。

1つ目の節目は、平成18年度からの「地域包括ケア」の理念・制度の導入です。本町においても、地域包括支援センターを中核機関として、高齢者に関する総合相談・権利擁護・ケアマネジメント・ネットワーク機能の強化等により、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

2つ目の節目は、平成27年度からの医療介護総合確保推進法の施行です。長期的な社会保障財源を確保する「社会保障と税の一体改革」により、平成26年に消費税が8%に、令和元年には10%に引き上げられました。そして、社会保障制度改革プログラム法の医療・介護分野の個別法として同法が施行され、在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化等、介護施策の効果を高める取組が拡大されています。

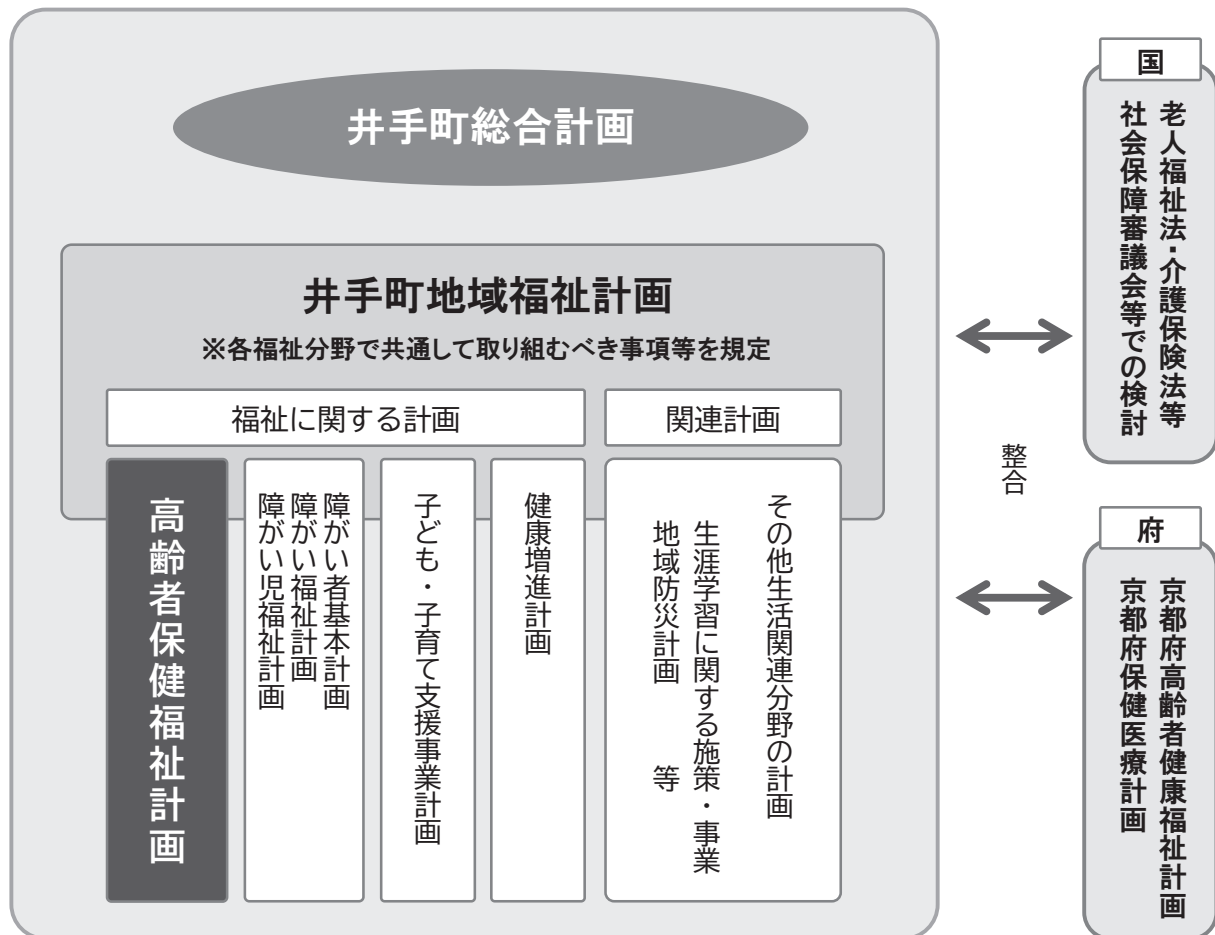
◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の流れ◆



3. 計画の位置づけと期間

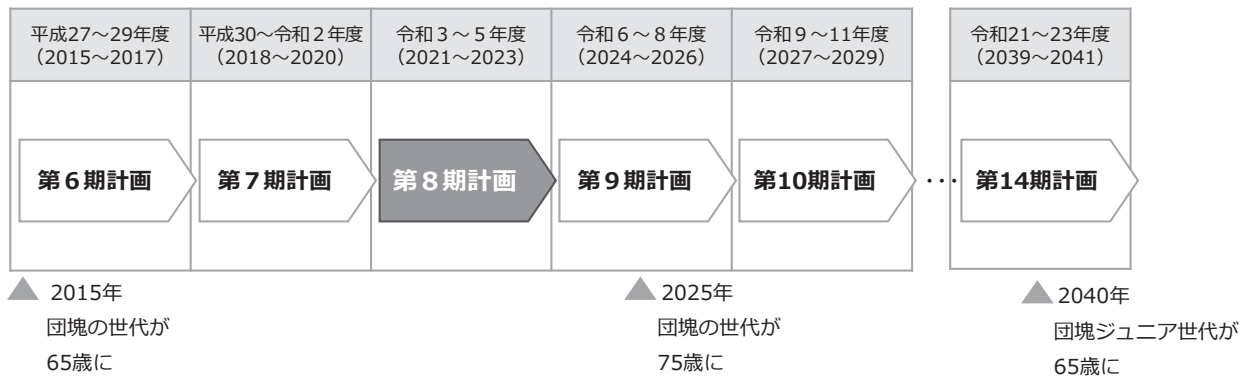
(1) 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、本計画には、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「介護保険事業計画」を包含しています。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22年度までの長期展望を示すこととします。



4. 計画の策定体制

(1) 高齢者サービス総合調整推進会議

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療機関、各団体の代表等の委員等で構成される『井手町高齢者サービス総合調整推進会議』を設置し、高齢者に関する問題や課題、今後における方向等を中心に審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画策定に係る基礎資料として、高齢者の生活実態や健康状態等を把握する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅介護高齢者の状況やその介護者の実態を把握する「在宅介護実態調査」を実施しました。

5. 国の基本指針

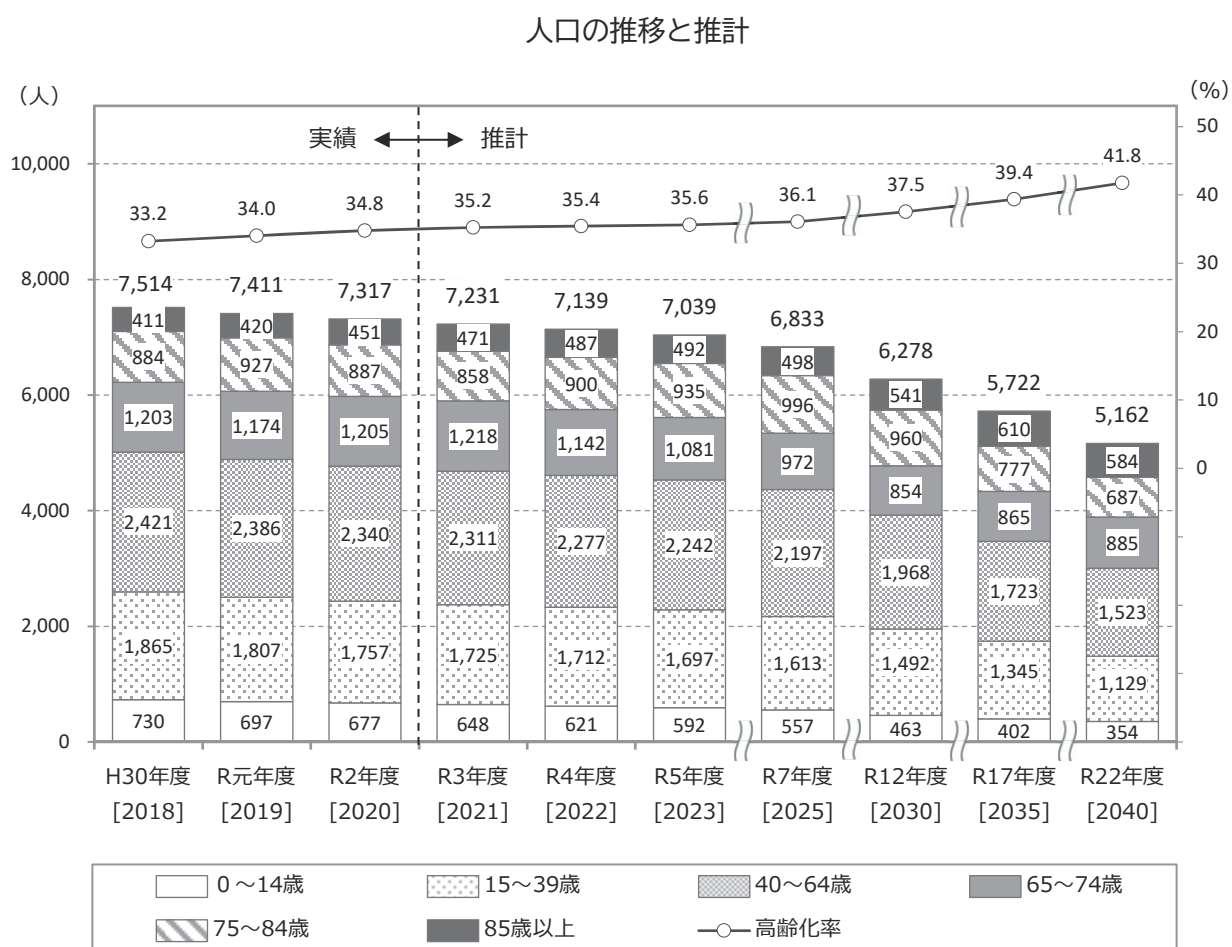
3年ごとの市町村の介護保険事業計画策定に当たっては、国が次期策定に向けての基本指針を示すことが介護保険法第116条により定められています。第8期介護保険事業計画について国の基本指針で示された記載を充実する事項は次表の7項目であり、本町のこれまでの取組と現状・課題に加え、これらの点に留意して計画策定を進めました。

基本指針による記載を充実する事項	内容
1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	○2025・2040年を見据えた推計人口等から導かれる介護需要等を勘案したサービス基盤、人的基盤を踏まえた計画の策定
2. 地域共生社会の実現	○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	○一般介護予防事業の推進に関する「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組 ○総合事業の対象者や単価の弾力化 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載） ○在宅医療・介護連携の推進（看取りや認知症への対応強化等） ○要介護・要支援者へのリハビリテーションの目標 ○PDCAサイクルに沿った推進
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 ○整備に当たって有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案
5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進	○「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進 ○教育や地域づくり等、他の分野との連携
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善等、介護現場革新の具体的な方策 ○総合事業等の担い手確保に関する取組 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組
7. 災害や感染症対策に係る体制整備	○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

第2章 高齢者の状況

1. 人口の推移と推計

町の人口の推移と推計を見ると、総人口は減少傾向となりますが、後期高齢者数は増加から高止まりが見込まれています。



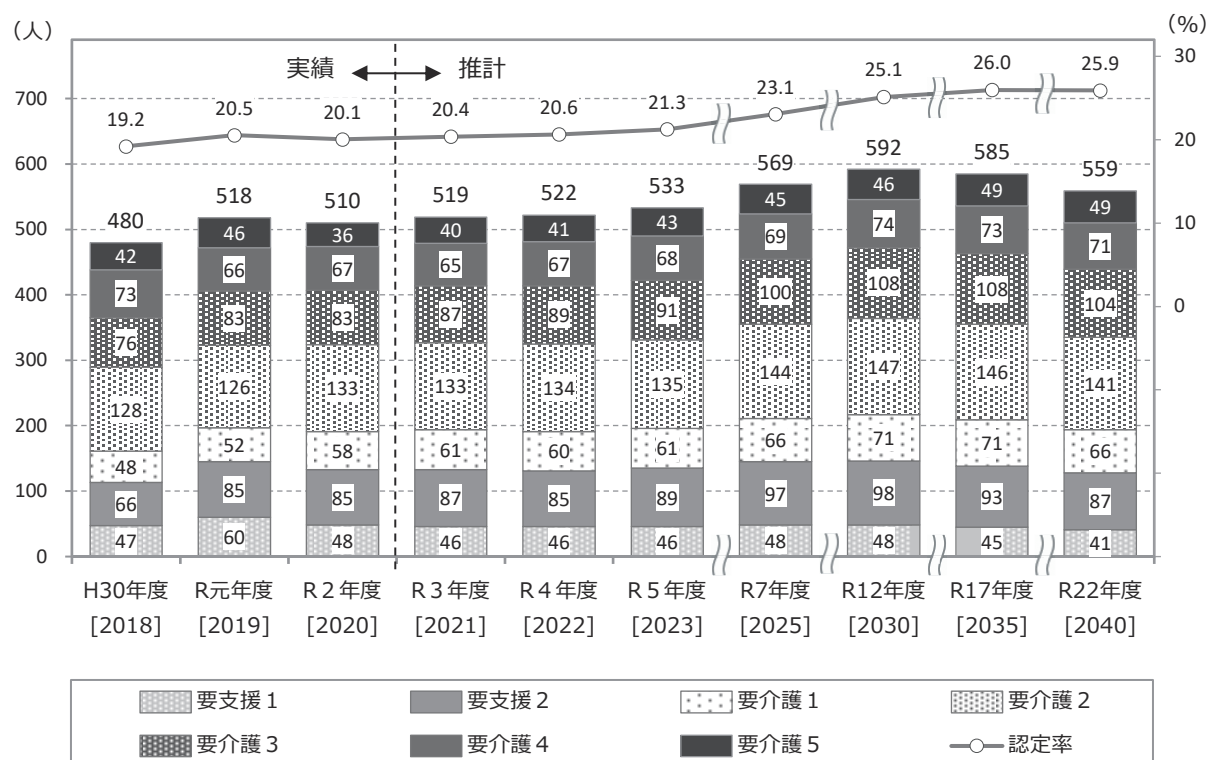
資料：H30～R2年度：住民基本台帳（各年9月30日時点）

R3～R22年度：コーホート変化率法による人口推計

2. 第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計

認定者数及び認定率は、今後も上昇が続くことが見込まれています。

第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計



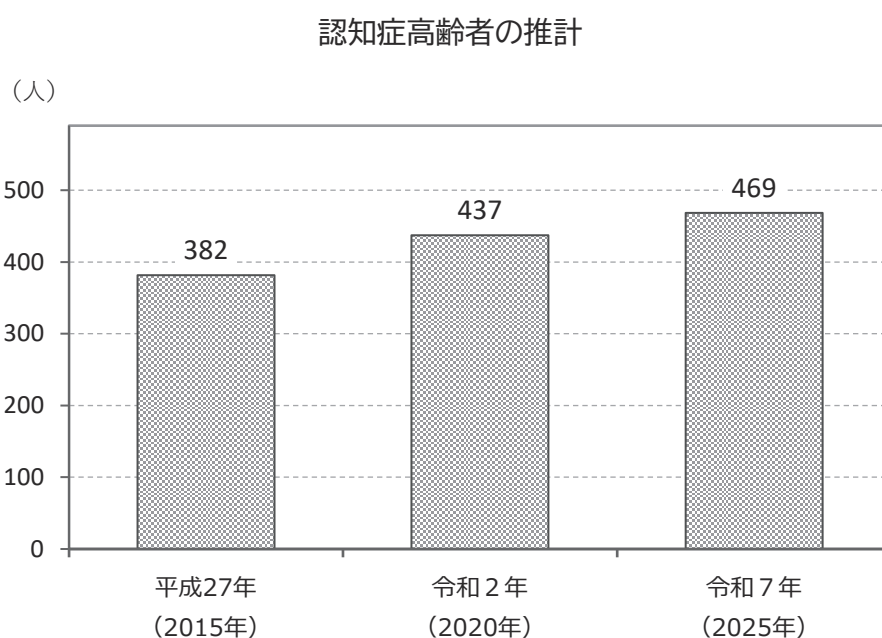
（資料）見える化システムによる自然体推計

※実績値は、各年度9月月報数値

3. 認知症高齢者の推計

平成 27 年 1 月に発表された「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）では、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）から、新たに推計した認知症の有病率を基に、認知症高齢者の推計を行っています。

この研究では、各年齢層の認知症有病率が平成 24 年以降一定と仮定した場合、令和 7 年の有病率は 19.0% になるとしており、このデータから本町における認知症高齢者を推計すると、以下のようになります。



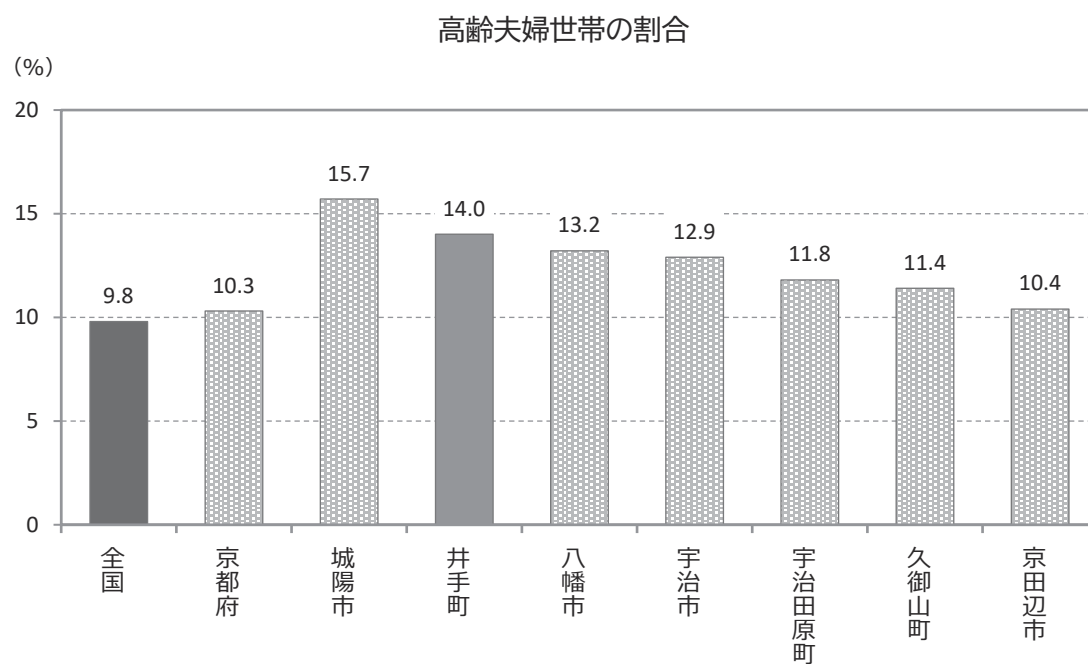
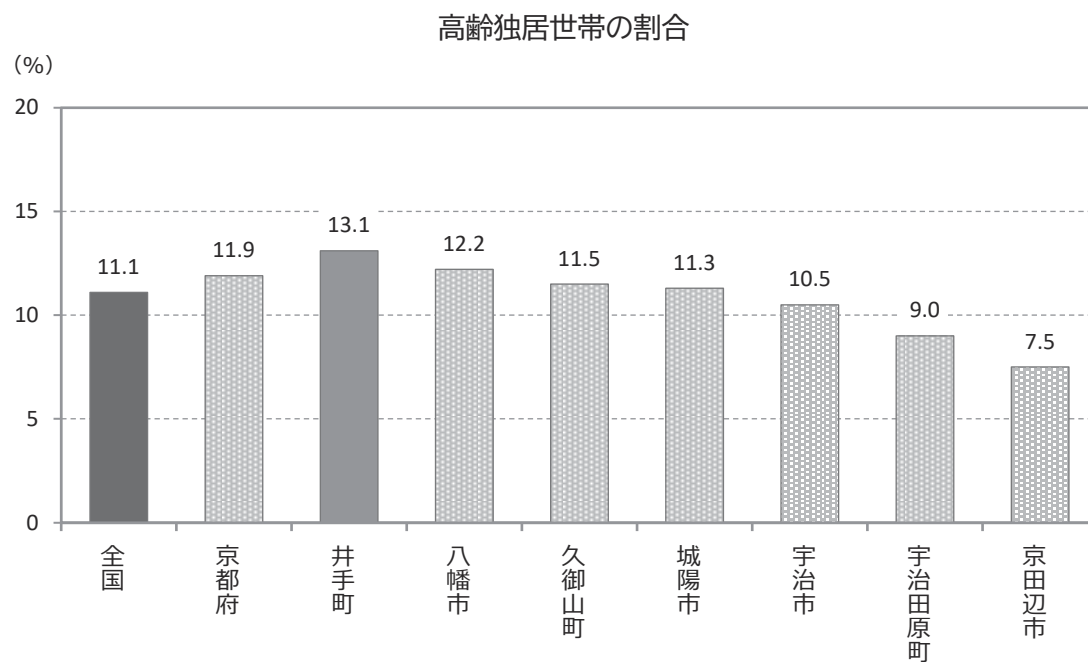
	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)
高齢者数	2,431 人	2,543 人	2,466 人
認知症高齢者の推計	382 人	437 人	469 人
認知症有病率	15.7%	17.2%	19.0%

資料：平成27年、令和2年は住民基本台帳（9月30日時点）

令和7年はコーホート変化率法で推計した高齢者（65歳以上）人口に有病率を乗じて算出

4. 高齢者世帯の状況

「高齢者独居世帯の割合」及び「高齢夫婦世帯の割合」を見ると、全国及び京都府と比べて、いずれも高くなっています。



(時点) 平成 27 年 (出典) 総務省「国勢調査」

第3章 介護保険事業の状況

1. 第1号被保険者・認定者数・総給付費

実績値の第1号被保険者、認定者数は増加で推移しており、令和元年度では計画値と比べて、認定者数・認定率ともにやや高くなっています。

実績値の総給付費も増加で推移しており、令和元年度では計画値と比べて、施設サービスで増加が顕著になっています。

	実績値							
	第6期				第7期			
	累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
第1号被保険者数 (人)	7,357	2,426	2,462	2,469	5,005	2,491	2,514	-
要介護認定者数 (人)	1,410	454	488	468	998	480	518	-
要介護認定率 (%)	19.2	18.7	19.8	19.0	19.9	19.3	20.6	-
総給付費 (円)	1,998,531,340	642,913,305	660,450,857	695,167,178	1,403,856,045	694,917,177	708,938,868	-
施設サービス (円)	760,929,423	256,907,914	241,316,606	262,704,903	589,649,741	284,434,645	305,215,096	-
居住系サービス (円)	109,720,363	29,767,190	37,773,252	42,179,921	81,233,356	38,763,208	42,470,148	-
在宅サービス (円)	1,127,881,554	356,238,201	381,360,999	390,282,354	732,972,948	371,719,324	361,253,624	-
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	271,650.3	265,009.6	268,257.9	281,558.2	280,490.7	278,971.2	281,996.4	-

	計画値							
	第6期				第7期			
	累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
第1号被保険者数 (人)	7,408	2,431	2,477	2,500	7,636	2,516	2,538	2,582
要介護認定者数 (人)	1,552	461	511	580	1,525	487	506	532
要介護認定率 (%)	21.0	19.0	20.6	23.2	20.0	19.4	19.9	20.6
総給付費 (円)	2,107,866,000	662,279,000	703,222,000	742,365,000	2,138,322,000	707,637,000	712,279,000	718,406,000
施設サービス (円)	901,453,000	286,663,000	300,241,000	314,549,000	732,571,000	243,719,000	244,331,000	244,521,000
居住系サービス (円)	87,609,000	28,779,000	28,723,000	30,107,000	127,805,000	42,589,000	42,608,000	42,608,000
在宅サービス (円)	1,118,804,000	346,837,000	374,258,000	397,709,000	1,277,946,000	421,329,000	425,340,000	431,277,000
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	284,539.1	272,430.7	283,900.7	296,946.0	280,031.7	281,254.8	280,645.8	278,236.3

	対計画比(実績値/計画値)							
	第6期				第7期			
	累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
第1号被保険者数 (人)	99.3%	99.8%	99.4%	98.8%	65.5%	99.0%	99.1%	-
要介護認定者数 (人)	90.9%	98.5%	95.5%	80.7%	65.4%	98.6%	102.4%	-
要介護認定率 (%)	91.5%	98.7%	96.1%	81.7%	99.8%	99.6%	103.3%	-
総給付費 (円)	94.8%	97.1%	93.9%	93.6%	65.7%	98.2%	99.5%	-
施設サービス (円)	84.4%	89.6%	80.4%	83.5%	80.5%	116.7%	124.9%	-
居住系サービス (円)	125.2%	103.4%	131.5%	140.1%	63.6%	91.0%	99.7%	-
在宅サービス (円)	100.8%	102.7%	101.9%	98.1%	57.4%	88.2%	84.9%	-
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	95.5%	97.3%	94.5%	94.8%	100.2%	99.2%	100.5%	-

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

2. サービス別利用者数

施設サービスは、令和元年度では計画値と比べて、「介護老人福祉施設」と「介護老人保健施設」の利用者数が多くなっています。

居住系サービスは、令和元年度では計画値と比べて、「認知症対応型共同生活介護」の利用者数がやや少なくなっています。

在宅サービスは、令和元年度では計画値と比べて、「訪問リハビリテーション」と「短期入所療養介護（老健）」の利用者数の増加が目立っています。

		実績値							
		第6期 累計	H27	H28	H29	第7期 累計	H30	R元	R2
施設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設 (人)	2,230	757	743	730	1,588	768	820	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	-
	介護老人保健施設 (人)	714	210	203	301	656	332	324	-
	介護医療院 (人)	-	-	-	-	20	1	19	-
	介護療養型医療施設 (人)	114	49	46	19	11	11	0	-
	小計 (人)	3,058	1,016	992	1,050	2,271	1,112	1,159	-
サ ー ビ ス 居 住 系	特定施設入居者生活介護 (人)	186	32	72	82	179	84	95	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護 (人)	317	101	106	110	205	104	101	-
	小計 (人)	503	133	178	192	384	188	196	-
在 宅 サ ー ビ ス	訪問介護 (人)	3,629	1,240	1,249	1,140	1,879	992	887	-
	訪問入浴介護 (人)	263	75	88	100	157	68	89	-
	訪問看護 (人)	1,553	454	535	564	1,303	606	697	-
	訪問リハビリテーション (人)	138	47	35	56	197	84	113	-
	居宅療養管理指導 (人)	779	173	226	380	787	390	397	-
	通所介護 (人)	4,834	1,788	1,591	1,455	2,488	1,265	1,223	-
	地域密着型通所介護 (人)	629	-	317	312	622	316	306	-
	通所リハビリテーション (人)	1,719	584	588	547	1,065	554	511	-
	短期入所生活介護 (人)	1,390	445	463	482	742	352	390	-
	短期入所療養介護（老健） (人)	48	31	5	12	47	22	25	-
	短期入所療養介護（病院等） (人)	0	0	0	0	0	0	0	-
	福祉用具貸与 (人)	7,180	2,332	2,455	2,393	5,038	2,479	2,559	-
	特定福祉用具販売 (人)	165	61	55	49	96	49	47	-
	住宅改修 (人)	163	61	61	41	123	62	61	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	-
	夜間対応型訪問介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	-
	認知症対応型通所介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	-
	介護予防支援・居宅介護支援 (人)	10,167	3,352	3,453	3,362	6,769	3,306	3,463	-

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

		計画値							
		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
施設サービス	介護老人福祉施設 (人)	2,304	732	768	804	2,268	756	756	756
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設 (人)	1,008	312	336	360	648	216	216	216
	介護医療院 (人)	-	-	-	-	0	0	0	0
	介護療養型医療施設 (人)	324	108	108	108	108	36	36	36
	小計 (人)	3,636	1,152	1,212	1,272	3,024	1,008	1,008	1,008
サービス系	特定施設入居者生活介護 (人)	84	24	24	36	288	96	96	96
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護 (人)	324	108	108	108	324	108	108	108
	小計 (人)	408	132	132	144	612	204	204	204
在宅サービス	訪問介護 (人)	3,996	1,308	1,380	1,308	3,612	1,176	1,200	1,236
	訪問入浴介護 (人)	204	48	60	96	360	120	120	120
	訪問看護 (人)	1,524	456	504	564	1,908	624	636	648
	訪問リハビリテーション (人)	168	48	60	60	180	60	60	60
	居宅療養管理指導 (人)	480	132	156	192	1,692	564	564	564
	通所介護 (人)	5,796	1,848	1,980	1,968	4,572	1,512	1,524	1,536
	地域密着型通所介護 (人)	0	0	0	0	948	312	312	324
	通所リハビリテーション (人)	3,012	924	1,008	1,080	1,872	624	624	624
	短期入所生活介護 (人)	1,164	372	384	408	1,872	624	624	624
	短期入所療養介護（老健） (人)	84	24	24	36	36	12	12	12
	短期入所療養介護（病院等） (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与 (人)	7,548	2,316	2,508	2,724	8,124	2,688	2,712	2,724
	特定福祉用具販売 (人)	348	108	108	132	180	60	60	60
	住宅改修 (人)	348	108	108	132	216	72	72	72
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防支援・居宅介護支援 (人)	10,452	3,276	3,480	3,696	10,992	3,588	3,660	3,744

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

		対計画比(実績値/計画値)							
		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
施設サービス	介護老人福祉施設 (人)	96.8%	103.4%	96.7%	90.8%	70.0%	101.6%	108.5%	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設 (人)	70.8%	67.3%	60.4%	83.6%	101.2%	153.7%	150.0%	-
	介護医療院 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護療養型医療施設 (人)	35.2%	45.4%	42.6%	17.6%	10.2%	30.6%	0.0%	-
	小計 (人)	84.1%	88.2%	81.8%	82.5%	75.1%	110.3%	115.0%	-
サービス系	特定施設入居者生活介護 (人)	221.4%	133.3%	300.0%	227.8%	62.2%	87.5%	99.0%	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (人)	97.8%	93.5%	98.1%	101.9%	63.3%	96.3%	93.5%	-
	小計 (人)	123.3%	100.8%	134.8%	133.3%	62.7%	92.2%	96.1%	-
在宅サービス	訪問介護 (人)	90.8%	94.8%	90.5%	87.2%	52.0%	84.4%	73.9%	-
	訪問入浴介護 (人)	128.9%	156.3%	146.7%	104.2%	43.6%	56.7%	74.2%	-
	訪問看護 (人)	101.9%	99.6%	106.2%	100.0%	68.3%	97.1%	109.6%	-
	訪問リハビリテーション (人)	82.1%	97.9%	58.3%	93.3%	109.4%	140.0%	188.3%	-
	居宅療養管理指導 (人)	162.3%	131.1%	144.9%	197.9%	46.5%	69.1%	70.4%	-
	通所介護 (人)	83.4%	96.8%	80.4%	73.9%	54.4%	83.7%	80.2%	-
	地域密着型通所介護 (人)	-	-	-	-	65.6%	101.3%	98.1%	-
	通所リハビリテーション (人)	57.1%	63.2%	58.3%	50.6%	56.9%	88.8%	81.9%	-
	短期入所生活介護 (人)	119.4%	119.6%	120.6%	118.1%	39.6%	56.4%	62.5%	-
	短期入所療養介護 (老健) (人)	57.1%	129.2%	20.8%	33.3%	130.6%	183.3%	208.3%	-
	短期入所療養介護 (病院等) (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与 (人)	95.1%	100.7%	97.9%	87.8%	62.0%	92.2%	94.4%	-
	特定福祉用具販売 (人)	47.4%	56.5%	50.9%	37.1%	53.3%	81.7%	78.3%	-
	住宅改修 (人)	46.8%	56.5%	56.5%	31.1%	56.9%	86.1%	84.7%	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	夜間対応型訪問介護 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模多機能型居宅介護 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援 (人)	97.3%	102.3%	99.2%	91.0%	61.6%	92.1%	94.6%	-

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

3. 1人1月あたり利用回数

1人1月あたりの利用回数は、令和元年度では計画値と比べて、要介護では「訪問看護」と「訪問リハビリテーション」、要支援では「短期入所生活介護」が多くなっています。

		実績値							
		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
訪問介護	要介護（回）	18.1	17.5	18.3	18.5	18.7	19.2	18.1	-
訪問入浴介護	要支援（回）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（回）	7.3	7.6	7.6	6.9	6.7	6.8	6.6	-
訪問看護	要支援（回）	7.5	9.9	6.7	6.9	6.7	7.3	6.3	-
	要介護（回）	8.3	8.2	7.7	8.8	9.1	9.5	8.7	-
訪問リハビリテーション	要支援（回）	12.0	-	-	12.0	14.3	12.1	16.0	-
	要介護（回）	13.1	15.5	12.5	11.4	13.5	14.1	13.2	-
通所介護	要介護（回）	9.2	9.0	9.1	9.5	9.4	9.5	9.4	-
地域密着型通所介護	要介護（回）	8.5	-	8.8	8.2	8.3	8.3	8.4	-
通所リハビリテーション	要介護（回）	7.7	7.1	7.7	8.4	7.9	7.8	8.1	-
短期入所生活介護	要支援（日）	2.3	-	-	2.3	4.0	2.5	4.8	-
	要介護（日）	9.2	9.3	9.0	9.3	8.7	8.4	9.1	-
短期入所療養介護（老健）	要支援（日）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（日）	5.1	5.5	3.8	4.8	4.3	3.7	4.8	-
短期入所療養介護（病院等）	要支援（日）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（日）	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	要支援（回）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（回）	-	-	-	-	-	-	-	-

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

		計画値							
		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
訪問介護	要介護（回）	18.9	18.5	18.9	19.2	17.8	17.9	17.7	17.7
訪問入浴介護	要支援（回）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（回）	7.5	8.4	8.1	6.7	6.4	6.4	6.4	6.4
訪問看護	要支援（回）	-	-	-	-	5.7	5.7	5.7	5.7
	要介護（回）	7.1	7.3	7.1	7.0	7.3	7.2	7.3	7.4
訪問リハビリテーション	要支援（回）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（回）	17.4	18.2	16.3	17.7	9.8	9.8	9.8	9.8
通所介護	要介護（回）	8.1	8.1	8.1	8.0	9.0	9.0	9.0	9.0
地域密着型通所介護	要介護（回）	-	-	-	-	8.9	8.9	8.9	8.9
通所リハビリテーション	要介護（回）	7.3	7.2	7.3	7.4	7.8	7.8	7.8	7.8
短期入所生活介護	要支援（日）	-	-	-	-	3.0	3.0	3.0	3.0
	要介護（日）	9.5	9.3	9.5	9.6	8.3	8.3	8.3	8.3
短期入所療養介護（老健）	要支援（日）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（日）	3.2	2.7	3.5	3.3	7.0	7.0	7.0	7.0
短期入所療養介護（病院等）	要支援（日）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（日）	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	要支援（回）	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護（回）	-	-	-	-	-	-	-	-

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

		対計画比(実績値／計画値)							
		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
訪問介護	要介護 (回)	96.0%	94.9%	96.9%	96.1%	105.2%	107.7%	102.0%	-
訪問入浴介護	要支援 (回)	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護 (回)	97.5%	90.7%	93.6%	102.6%	104.2%	105.8%	103.0%	-
訪問看護	要支援 (回)	-	-	-	-	117.4%	128.3%	109.7%	-
	要介護 (回)	115.7%	112.4%	108.4%	125.5%	124.1%	130.9%	119.2%	-
訪問リハビリテーション	要支援 (回)	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護 (回)	75.6%	85.3%	76.3%	64.1%	138.2%	143.4%	134.4%	-
通所介護	要介護 (回)	113.8%	111.0%	112.4%	118.3%	104.7%	105.4%	104.0%	-
地域密着型通所介護	要介護 (回)	-	-	-	-	93.7%	93.6%	94.0%	-
通所リハビリテーション	要介護 (回)	106.0%	98.0%	105.8%	113.7%	101.4%	99.9%	103.0%	-
短期入所生活介護	要支援 (日)	-	-	-	-	133.3%	83.3%	158.3%	-
	要介護 (日)	97.2%	100.9%	94.6%	96.4%	105.4%	100.9%	109.4%	-
短期入所療養介護 (老健)	要支援 (日)	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護 (日)	160.6%	202.5%	107.3%	144.9%	61.1%	52.6%	68.6%	-
短期入所療養介護 (病院等)	要支援 (日)	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護 (日)	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	要支援 (回)	-	-	-	-	-	-	-	-
	要介護 (回)	-	-	-	-	-	-	-	-

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

4. サービス別給付費

施設サービスは、令和元年度では計画値と比べて、「介護老人福祉施設」と「介護老人保健施設」の給付費が高くなっています。

居住系サービスは、令和元年度では計画値と比べて、「認知症対応型共同生活介護」の給付費がやや高くなっています。

在宅サービスは、令和元年度では計画値と比べて、「訪問リハビリテーション」と「短期入所療養介護（老健）」の給付費の増加が目立っています。

		実績値							
		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
施設サービス	介護老人福祉施設 (万円)	52,982	18,256	17,385	17,341	39,181	18,658	20,524	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	-
	介護老人保健施設 (万円)	19,080	5,609	5,173	8,299	18,503	9,310	9,193	-
	介護医療院 (万円)	-	-	-	-	845	40	805	-
	介護療養型医療施設 (万円)	4,031	1,826	1,574	631	436	436	0	-
	小計 (万円)	76,093	25,691	24,132	26,270	58,965	28,443	30,522	-
居住系サービス	特定施設入居者生活介護 (万円)	3,383	534	1,228	1,621	2,995	1,408	1,586	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護 (万円)	7,589	2,443	2,549	2,597	5,129	2,468	2,661	-
	小計 (万円)	10,972	2,977	3,777	4,218	8,123	3,876	4,247	-
在宅サービス	訪問介護 (万円)	16,163	5,116	5,580	5,468	9,874	5,429	4,445	-
	訪問入浴介護 (万円)	2,310	679	793	839	1,293	570	723	-
	訪問看護 (万円)	7,255	2,139	2,404	2,713	5,717	2,826	2,890	-
	訪問リハビリテーション (万円)	556	231	132	193	721	308	413	-
	居宅療養管理指導 (万円)	751	166	234	351	741	393	348	-
	通所介護 (万円)	34,343	11,939	10,963	11,441	20,670	10,668	10,002	-
	地域密着型通所介護 (万円)	3,887	-	1,967	1,920	4,177	2,121	2,056	-
	通所リハビリテーション (万円)	11,605	3,552	3,986	4,068	7,265	3,780	3,485	-
	短期入所生活介護 (万円)	10,653	3,500	3,454	3,700	5,413	2,425	2,988	-
	短期入所療養介護（老健） (万円)	270	185	20	65	224	96	129	-
	短期入所療養介護（病院等） (万円)	0	0	0	0	0	0	0	-
	福祉用具貸与 (万円)	9,597	3,031	3,300	3,266	7,040	3,536	3,504	-
	特定福祉用具販売 (万円)	504	201	161	142	281	136	144	-
	住宅改修 (万円)	1,421	510	556	355	1,033	459	574	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	-
	夜間対応型訪問介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	-
	認知症対応型通所介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	-
	介護予防支援・居宅介護支援 (万円)	13,472	4,377	4,587	4,508	8,848	4,425	4,423	-
	小計 (万円)	112,788	35,624	38,136	39,028	73,297	37,172	36,125	-

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

		計画値							
		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
施設サービス	介護老人福祉施設 (万円)	54,937	17,490	18,301	19,145	54,912	18,280	18,307	18,326
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設 (万円)	24,467	7,591	8,145	8,731	17,609	5,847	5,881	5,881
	介護医療院 (万円)	-	-	-	-	0	0	0	0
	介護療養型医療施設 (万円)	10,742	3,585	3,578	3,578	736	245	245	245
	小計 (万円)	90,145	28,666	30,024	31,455	73,257	24,372	24,433	24,452
居住系サービス	特定施設入居者生活介護 (万円)	969	277	277	415	5,129	1,709	1,710	1,710
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護 (万円)	7,792	2,601	2,596	2,596	7,651	2,550	2,551	2,551
	小計 (万円)	8,761	2,878	2,872	3,011	12,781	4,259	4,261	4,261
在宅サービス	訪問介護 (万円)	16,956	5,313	5,692	5,952	18,766	6,141	6,224	6,401
	訪問入浴介護 (万円)	1,536	441	514	582	2,811	937	937	937
	訪問看護 (万円)	7,257	2,275	2,405	2,577	8,179	2,642	2,727	2,810
	訪問リハビリテーション (万円)	825	247	276	302	516	172	172	172
	居宅療養管理指導 (万円)	462	129	152	181	1,475	491	492	492
	通所介護 (万円)	35,027	10,974	11,861	12,192	35,739	11,808	11,908	12,024
	地域密着型通所介護 (万円)	0	0	0	0	6,314	2,075	2,075	2,164
	通所リハビリテーション (万円)	15,823	4,791	5,260	5,772	12,938	4,311	4,313	4,313
	短期入所生活介護 (万円)	9,407	2,940	3,114	3,353	12,840	4,279	4,281	4,281
	短期入所療養介護（老健） (万円)	236	57	75	104	295	98	98	98
	短期入所療養介護（病院等） (万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与 (万円)	9,417	2,857	3,125	3,435	10,890	3,605	3,631	3,654
	特定福祉用具販売 (万円)	672	203	220	248	456	152	152	152
	住宅改修 (万円)	1,714	512	560	642	2,018	673	673	673
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護 (万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防支援・居宅介護支援 (万円)	12,548	3,944	4,171	4,432	14,560	4,750	4,852	4,958
	小計 (万円)	111,880	34,684	37,426	39,771	127,795	42,133	42,534	43,128

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

		対計画比(実績値/計画値)							
		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
施設サービス	介護老人福祉施設 (万円)	96.4%	104.4%	95.0%	90.6%	71.4%	102.1%	112.1%	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設 (万円)	78.0%	73.9%	63.5%	95.0%	105.1%	159.2%	156.3%	-
	介護医療院 (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護療養型医療施設 (万円)	37.5%	50.9%	44.0%	17.6%	59.2%	177.8%	0.0%	-
	小計 (万円)	84.4%	89.6%	80.4%	83.5%	80.5%	116.7%	124.9%	-
サービス系	特定施設入居者生活介護 (万円)	349.0%	192.6%	443.6%	390.4%	58.4%	82.4%	92.8%	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (万円)	97.4%	93.9%	98.2%	100.1%	67.0%	96.8%	104.3%	-
	小計 (万円)	125.2%	103.4%	131.5%	140.1%	63.6%	91.0%	99.7%	-
在宅サービス	訪問介護 (万円)	95.3%	96.3%	98.0%	91.9%	52.6%	88.4%	71.4%	-
	訪問入浴介護 (万円)	150.4%	154.0%	154.3%	144.2%	46.0%	60.9%	77.2%	-
	訪問看護 (万円)	100.0%	94.0%	99.9%	105.3%	69.9%	107.0%	106.0%	-
	訪問リハビリテーション (万円)	67.4%	93.4%	47.6%	64.1%	139.8%	179.4%	239.9%	-
	居宅療養管理指導 (万円)	162.4%	128.0%	154.3%	193.8%	50.2%	80.0%	70.8%	-
	通所介護 (万円)	98.0%	108.8%	92.4%	93.8%	57.8%	90.3%	84.0%	-
	地域密着型通所介護 (万円)	-	-	-	-	66.2%	102.2%	99.1%	-
	通所リハビリテーション (万円)	73.3%	74.1%	75.8%	70.5%	56.2%	87.7%	80.8%	-
	短期入所生活介護 (万円)	113.2%	119.1%	110.9%	110.3%	42.2%	56.7%	69.8%	-
	短期入所療養介護 (老健) (万円)	114.4%	322.5%	26.4%	63.0%	76.1%	97.6%	130.8%	-
	短期入所療養介護 (病院等) (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与 (万円)	101.9%	106.1%	105.6%	95.1%	64.7%	98.1%	96.5%	-
	特定福祉用具販売 (万円)	75.0%	98.7%	73.3%	57.2%	61.5%	89.6%	94.9%	-
	住宅改修 (万円)	82.9%	99.6%	99.4%	55.3%	51.2%	68.2%	85.4%	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	夜間対応型訪問介護 (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護 (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模多機能型居宅介護 (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護 (万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援 (万円)	107.4%	111.0%	110.0%	101.7%	60.8%	93.2%	91.1%	-
	小計 (万円)	100.8%	102.7%	101.9%	98.1%	57.4%	88.2%	84.9%	-

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

第4章 計画策定に向けた調査結果

1. 各種調査の実施状況

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

目 的	本調査は、井手町にお住まいの 65 歳以上（要介護認定者を除く）の住民を対象に、暮らしや健康の状況（運動機能・転倒・口腔機能・閉じこもり・栄養状態・認知機能・地域での活動等）をお聞きし、地域の現状や課題等を把握するとともに、「第8期井手町高齢者保健福祉計画」策定の基礎資料とするために実施しました。
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和2年8月11日～8月24日

◆配布・回収状況

配 布 数	有効回収者数	有効回収率
800 人	430 人	53.8%

(2) 在宅介護実態調査

目 的	本調査は、井手町にお住まいの要介護認定を受けている 65 歳以上の住民を対象に、日常の在宅介護の様子を伺って現状や課題等を把握し、「第8期井手町高齢者保健福祉計画」策定の基礎資料とするために実施しました。
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和2年8月11日～8月24日

◆配布・回収状況

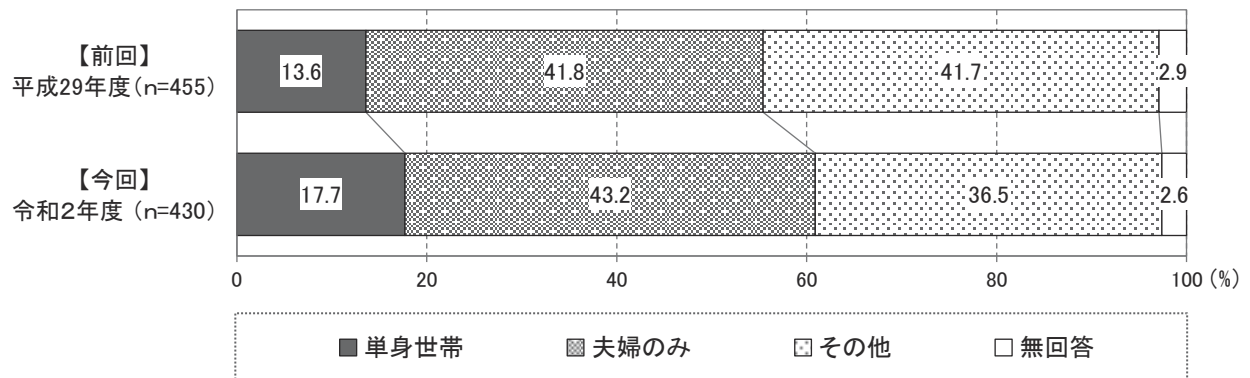
配 布 数	有効回収者数	有効回収率
243 人	124 人	51.0%

2. ニーズ調査及び在宅調査の結果

第7期計画策定時調査（以下、「前回調査」という）と第8期計画策定時調査（以下、「今回調査」という）の結果比較等を用いながら、調査結果の検証を行いました。

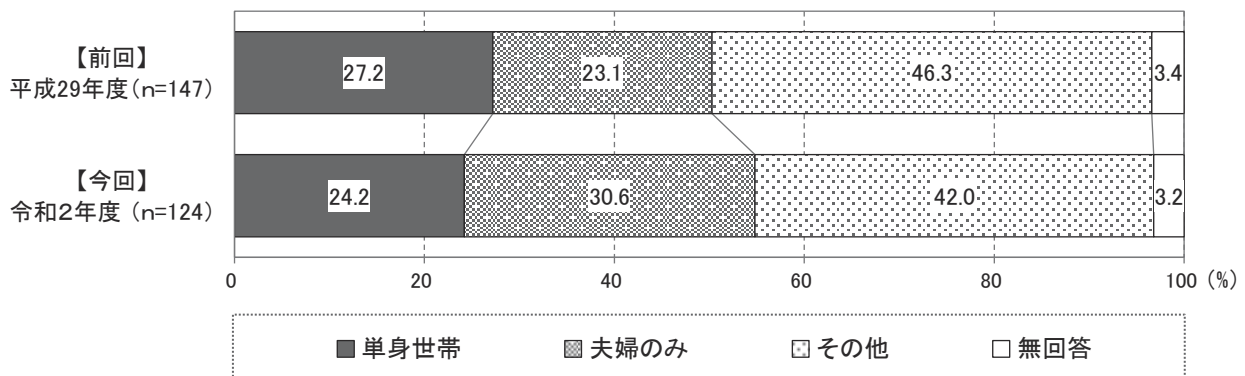
（1）高齢者世帯の家族構成

■家族構成（ニーズ調査）



前回調査と比べて、今回調査では「単身世帯」が+4.1%、「夫婦のみ」世帯が+1.4%となりました。

■家族構成（在宅介護実態調査）

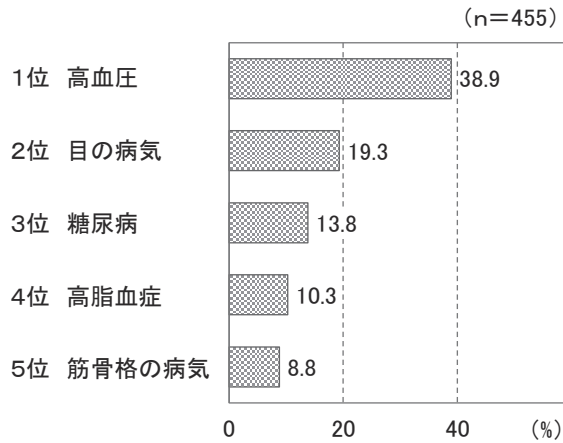


前回調査と比べて、今回調査では「単身世帯」が-3.0%、「夫婦のみ」世帯が+7.5%となりました。

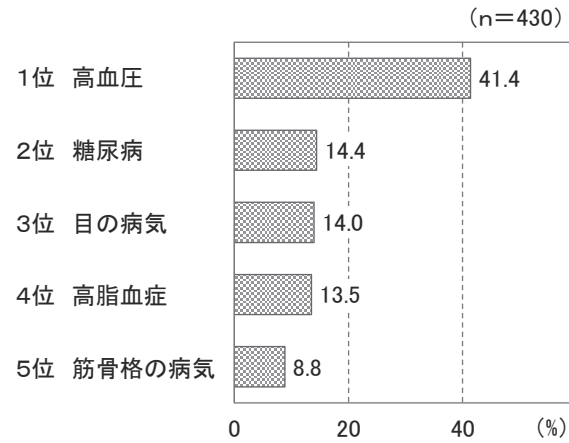
(2) 高齢者の身体の状態と健康に関する意識

■治療中、または後遺症のある病気（ニーズ調査）

◆【前回】平成29年度



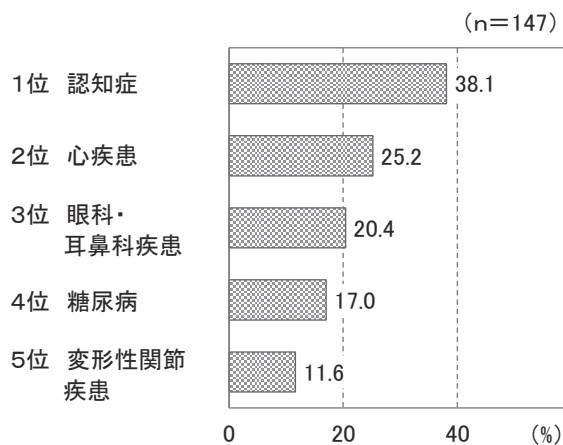
◆【今回】令和2年度



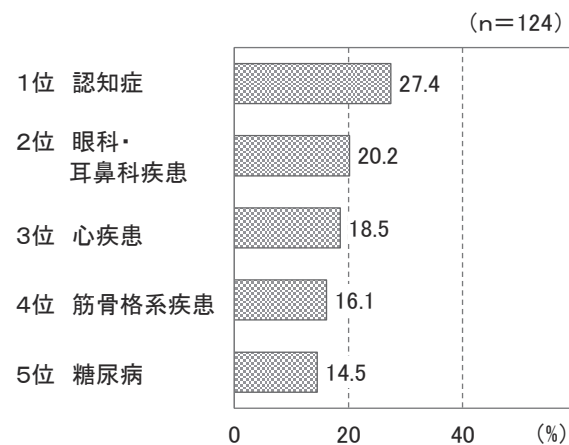
前回調査と比べて、今回調査では「高血圧」が+2.5%、「糖尿病」が+0.6%となりました。

■治療中、または後遺症のある病気（在宅介護実態調査）

◆【前回】平成29年度

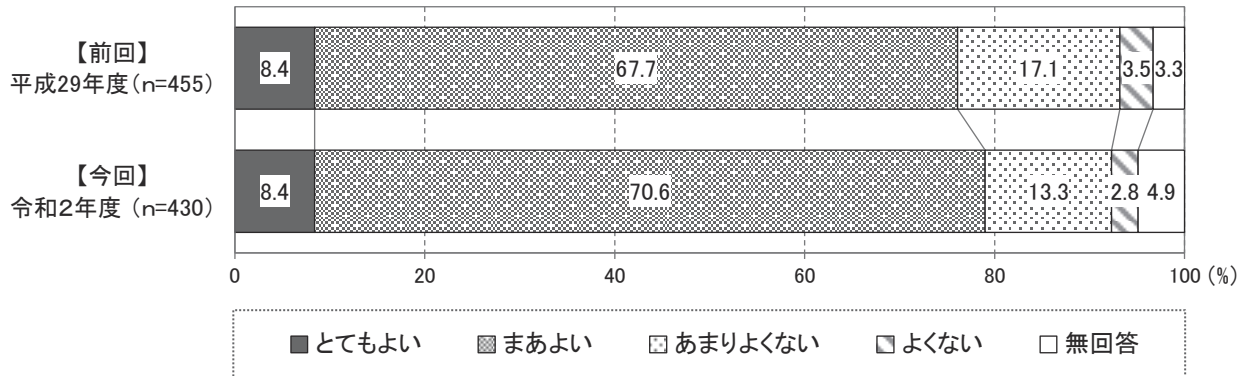


◆【今回】令和2年度



前回調査と比べて、今回調査では「認知症」が-10.7%となりましたが、「認知症」の割合が最も高くなっています。

■主観的健康感（ニーズ調査）

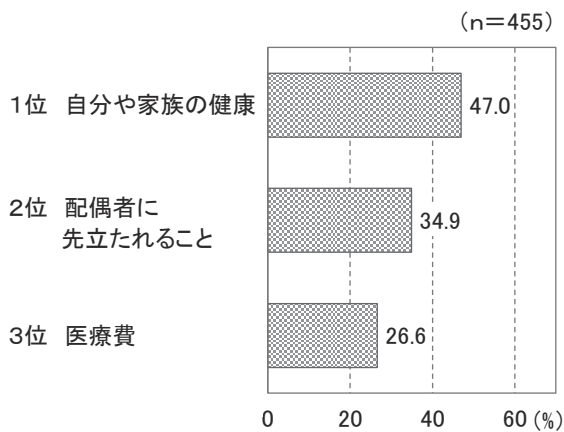


前回調査と比べて、今回調査では「とてもよい」は変わりありませんでしたが、「まあよい」は+2.9%となりました。

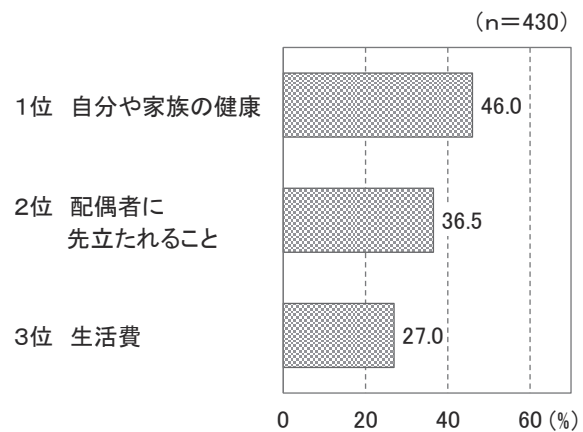
（3）在宅生活における不安

■現在の生活で不安を感じていること（ニーズ調査）

◆【前回】平成29年度



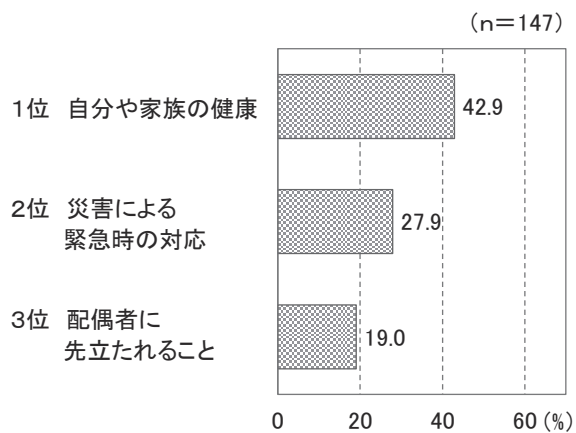
◆【今回】令和2年度



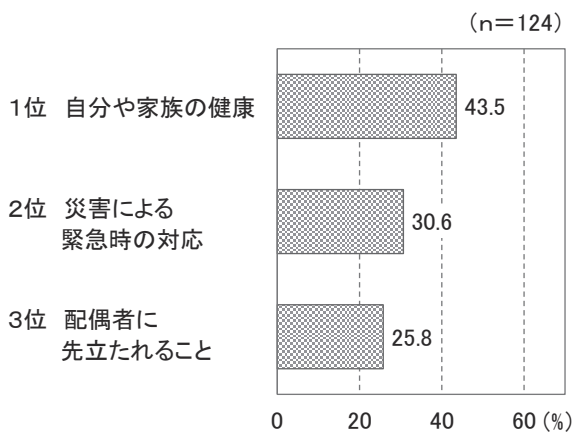
前回調査と比べて、今回調査では「自分や家族の健康」、「配偶者に先立たれること」の割合はあまり変わりありませんでしたが、「生活費」は+5.0%（前回22.0%）となりました。

■現在、あなたが不安と考えていること（在宅介護実態調査）

◆【前回】平成29年度



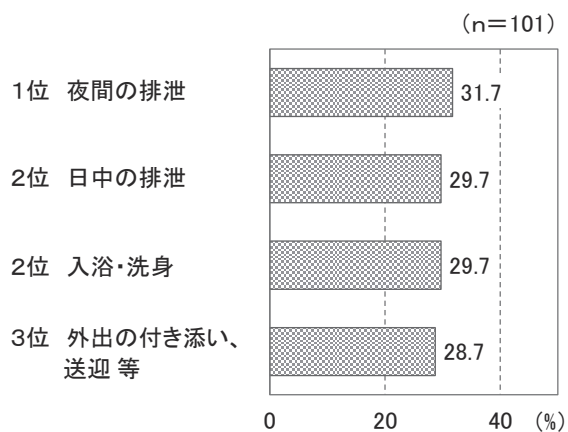
◆【今回】令和2年度



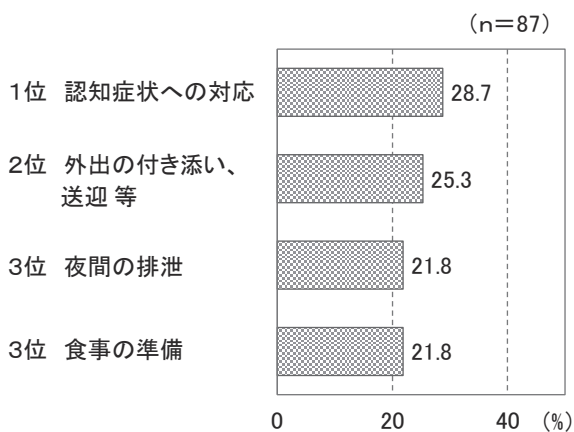
前回調査と比べて、今回調査では項目の順位は変わりませんでしたが、「災害による緊急時の対応」が+2.7%、「配偶者に先立たれること」が6.8%となりました。

■主な介護者が不安に感じる介護（在宅介護実態調査）

◆【前回】平成29年度



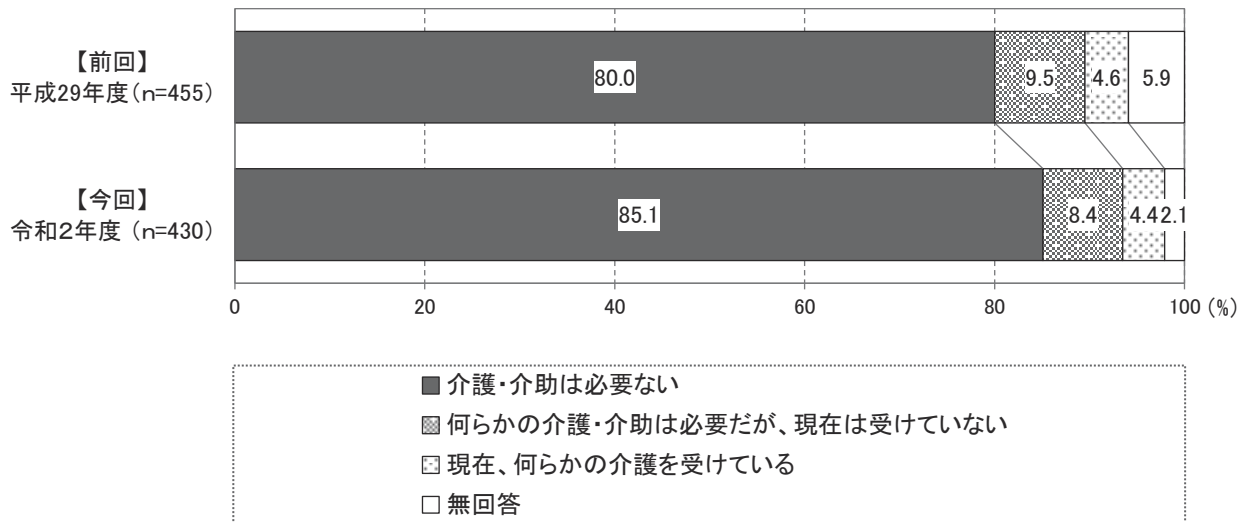
◆【今回】令和2年度



前回調査と比べて、今回調査では「認知症状への対応」は+3.9%（前回は24.8%）となり、認知症への不安が増大していることがわかります。

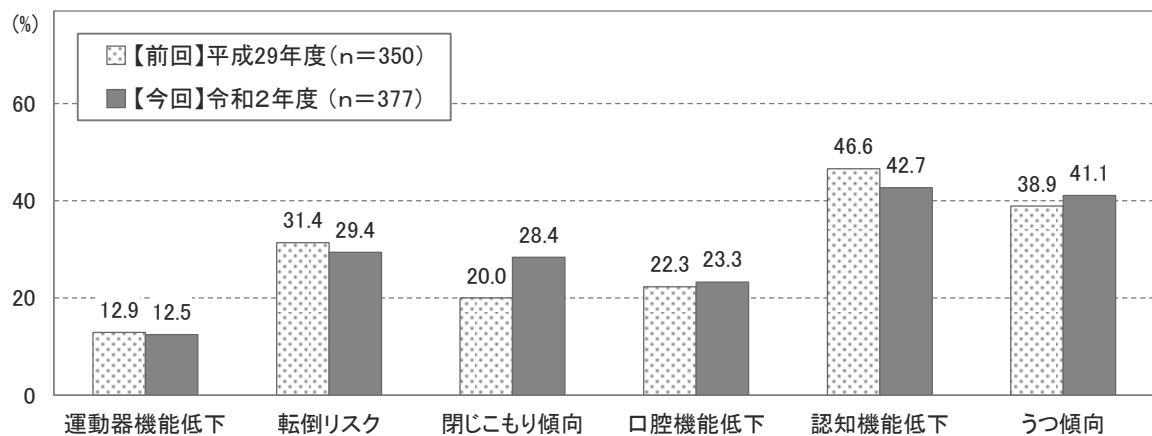
(4) 介護予防の推進

■介護・介助の必要性（ニーズ調査）



前回調査と比べて、今回調査では「介護・介助は必要ない」が+5.1%、「介護・介助が必要」とする方の合計は-1.3%となりました。

■リスク判定結果（ニーズ調査） ※一般高齢者のみでリスク判定を実施



リスク判定では、該当者の割合が低いほど改善傾向にあると判断します。

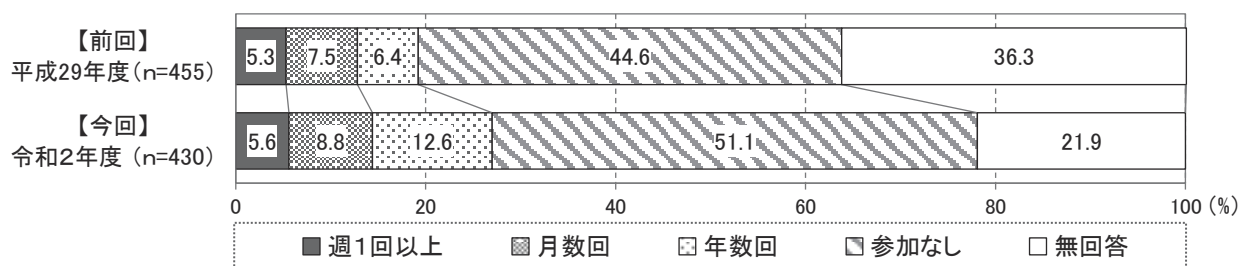
前回調査と比べて、今回調査では「認知機能低下」は-3.9%と向上しましたが、「閉じこもり傾向」は+8.4%、「うつ傾向」は+2.2%とリスクが高まっています。

(5) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

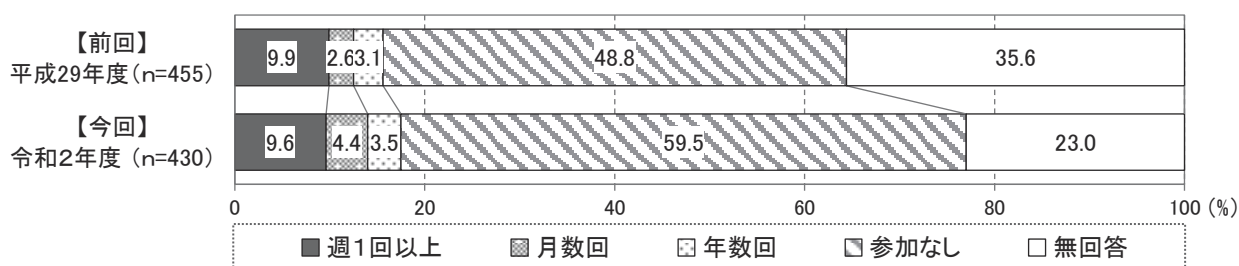
会やグループ等への参加頻度については、前回調査と比べて、今回調査では概ね次のような傾向が見られました。なお、前回調査・今回調査ともに無回答が多くみられたので、無回答については参加なしとみなしています。

- ・①から③について、「月数回＋年数回」の参加頻度が増加している。
- ・④学習・教養サークルについて、「週1回以上＋月数回＋年数回」の参加頻度が減少している。
- ・⑤及び⑥について、「週1回以上＋月数回」の参加頻度は減少しているが、年数回では参加頻度が増加している。
- ・⑦収入のある仕事について、「週1回以上」の参加頻度が増加している。

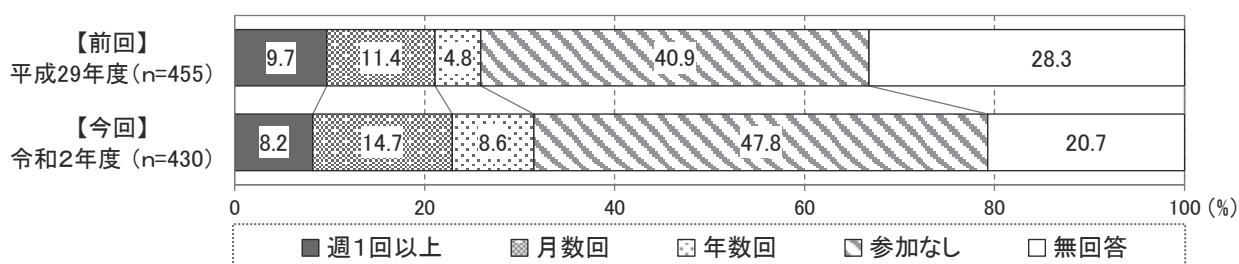
①ボランティアのグループ（ニーズ調査）



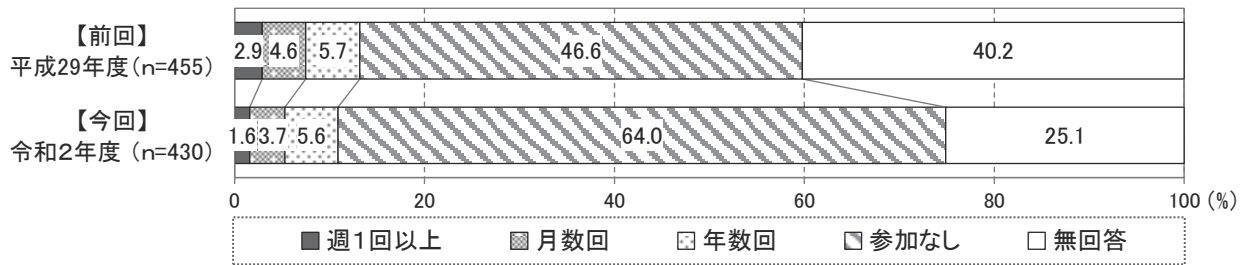
②スポーツ関連のグループやクラブ（ニーズ調査）



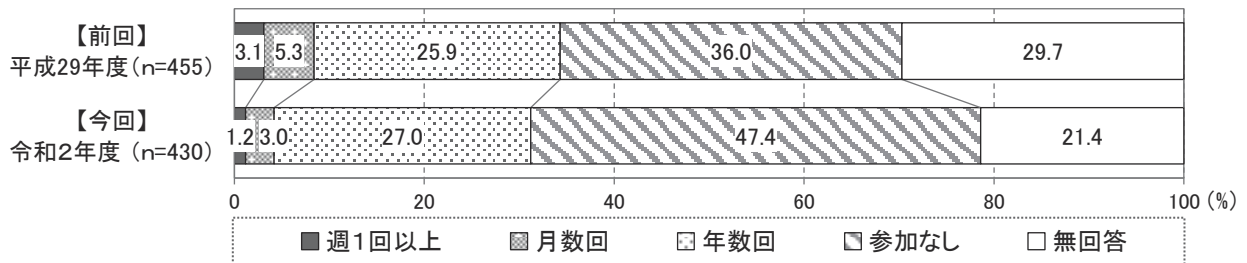
③趣味関係のグループ（ニーズ調査）



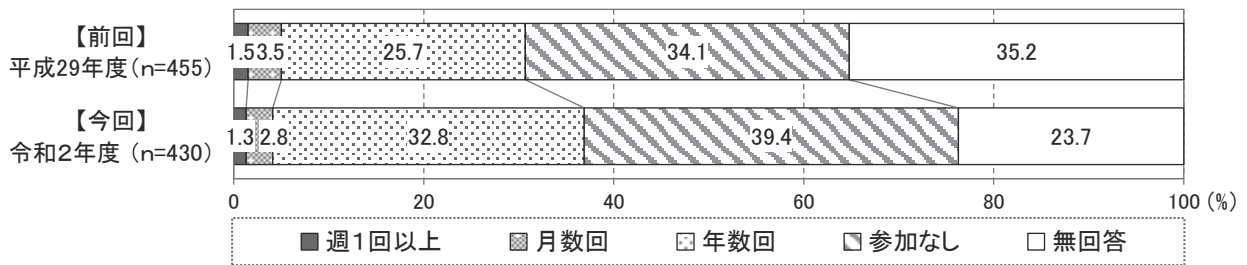
④学習・教養サークル（ニーズ調査）



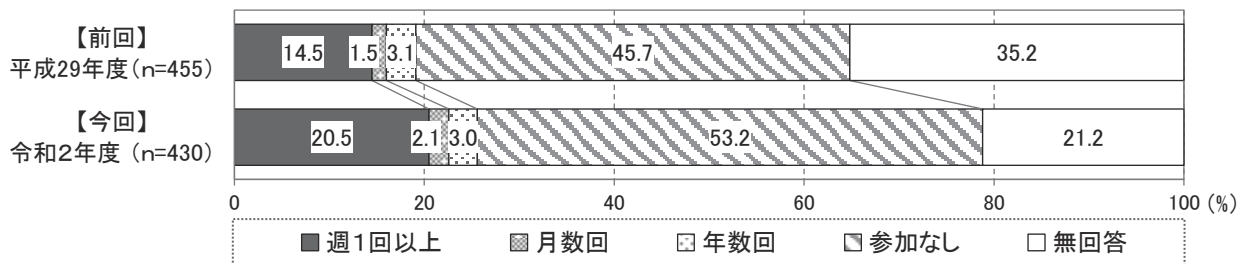
⑤老人クラブ（ニーズ調査）



⑥自治会（ニーズ調査）

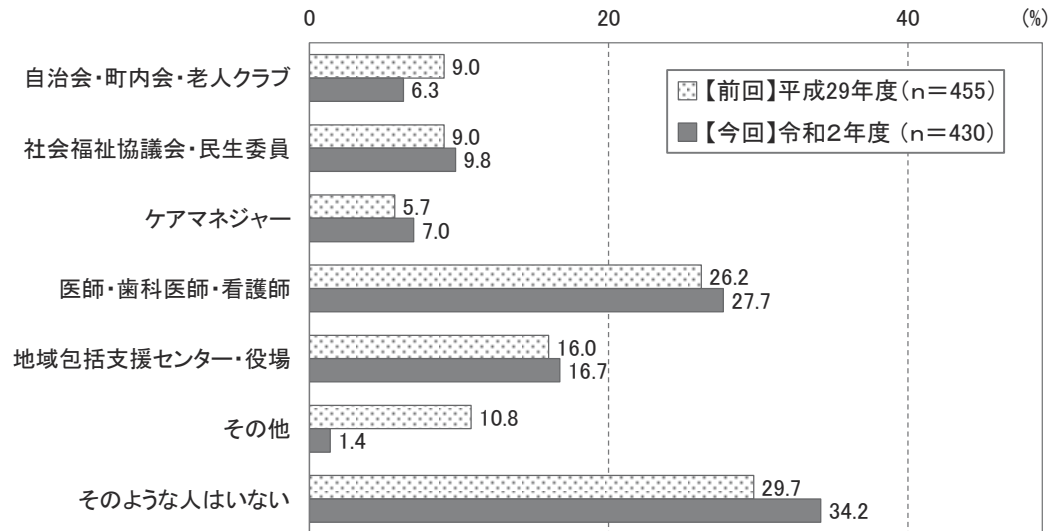


⑦収入のある仕事（ニーズ調査）



(6) 相談先について

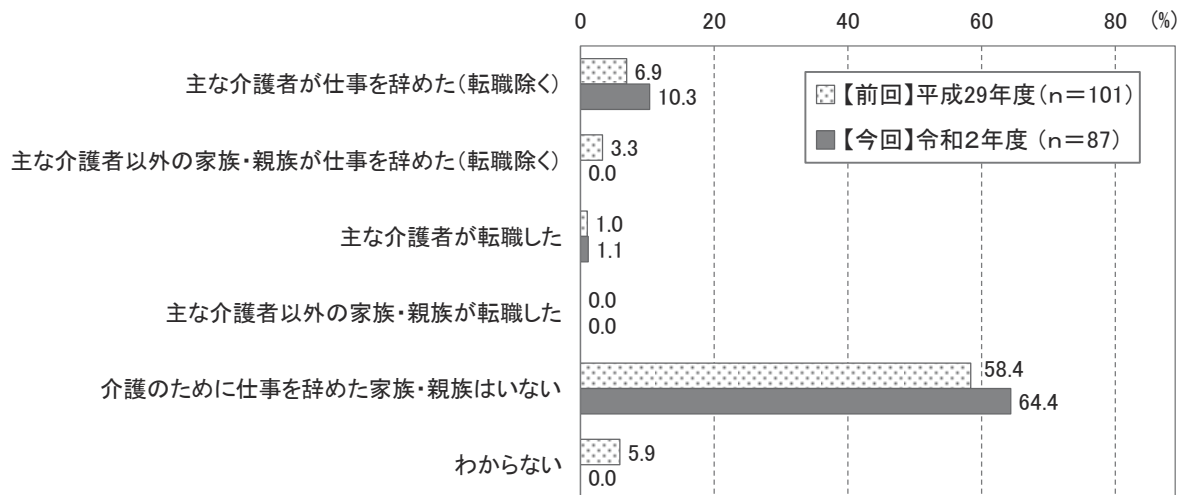
■家族や友人・知人以外の相談先（ニーズ調査）



前回調査と今回調査をあわせて見てみると、家族や友人・知人以外の相談先として「医師・歯科医師・看護師」が最も頼りにされており、次いで、「地域包括支援センター・役場」、「社会福祉協議会・民生委員」の順となっています。

(7) 介護離職ゼロに向けて

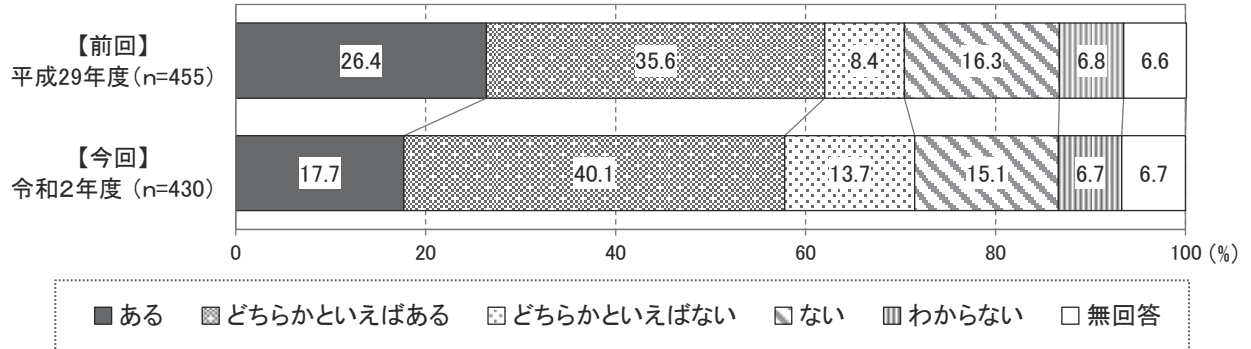
■介護のため過去1年間に仕事を辞めた方（在宅介護実態調査）



前回調査と比べて、今回調査では、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」は+3.4%となりました。

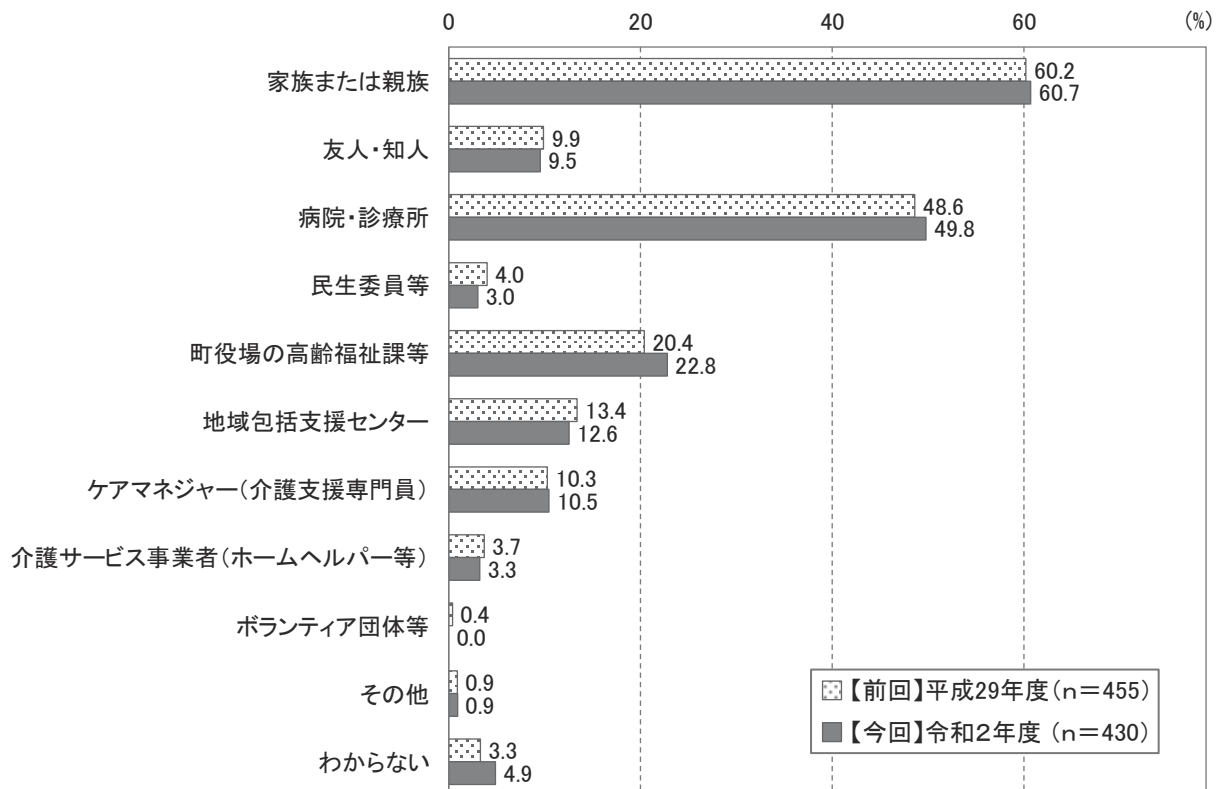
(8) 認知症について

■ご自身や家族について認知症に対する不安や心配がありますか（ニーズ調査）



前回調査と比べて、今回調査では、「ある＋どちらかといえばある」は－4.2%、「どちらかといえばない＋ない」は＋4.1%となりました。

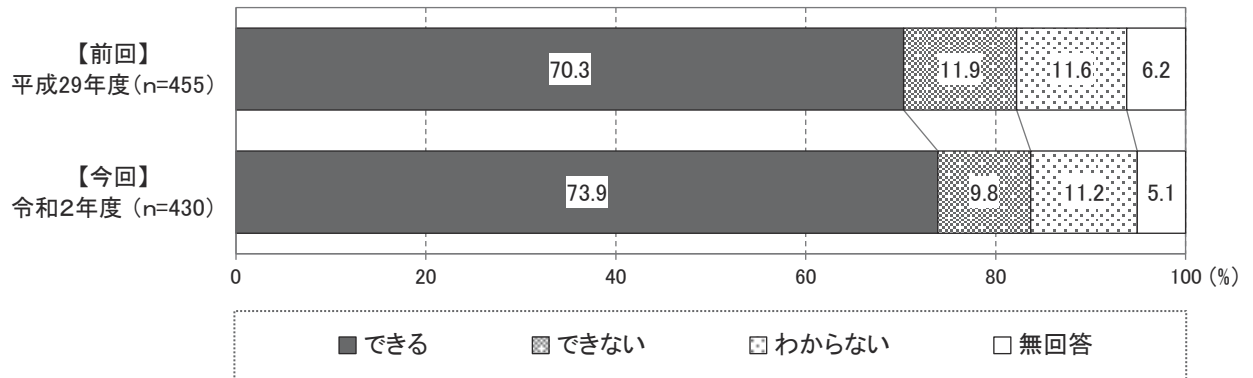
■あなたの身近な方に認知症の疑いがあるとき、まず、どこに相談しますか（ニーズ調査）



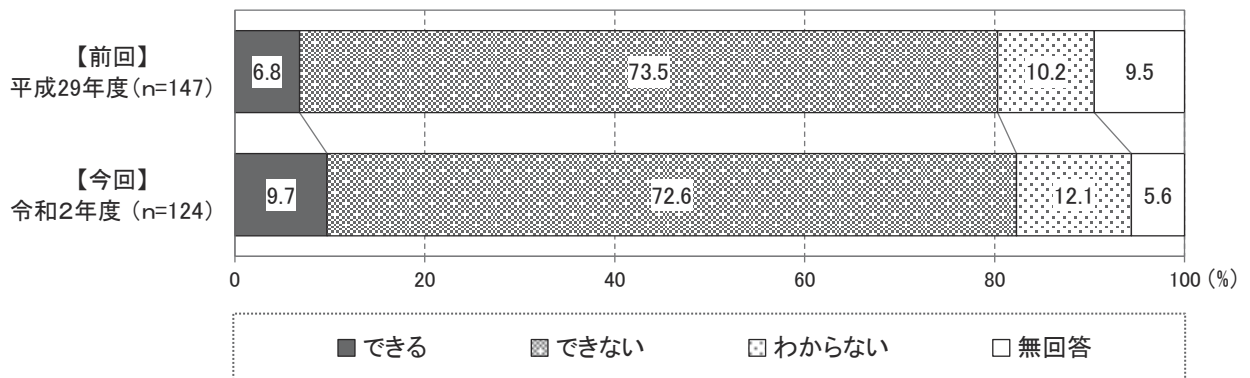
前回調査と今回調査をあわせて見てみると、認知症の疑いがあるときの相談先として「家族または親族」が最も頼りにされており、次いで、「病院・診療所」、「町役場の高齢福祉課等」の順となっています。

(9) 災害時の避難等について

■火事や地震等の災害時に一人で避難できますか（ニーズ調査）



■火事や地震等の災害時に一人で避難できますか（在宅介護実態調査）



ニーズ調査、在宅介護実態調査に同様の設問を設定したところ、一人で避難「できる」について、ニーズ調査では全体の7割以上であるのに対し、在宅介護実態調査では全体の1割弱という結果になりました。

3. 調査結果から見える現状と課題

- ① 高齢者世帯の家族構成については、独居世帯や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、地域における声かけや見守り活動、災害時の支援体制等の強化が求められます。
- ② ニーズ調査において、前回調査と比べて、今回調査では「高血圧」や「糖尿病」が増加しています。若年期からの生活習慣病予防を含む、介護予防と保健事業の一体化をめざした健康増進施策の推進に努める必要があります。
- ③ 在宅介護実態調査において、主な介護者が不安に感じる介護については「認知症への対応」が増加しています。認知症に関する正しい理解を広めるとともに、認知症の高齢者やその家族を支える様々な活動への支援の強化が求められます。
- ④ ニーズ調査結果において、前回調査と比べて、今回調査では、リスク判定から「閉じこもり傾向」と「うつ傾向」のリスクが高まっています。新型コロナウイルス感染症の影響による外出控え等も考えられることから、「新しい生活様式」に沿った介護予防・重度化防止施策やサロン等の交流事業を推進する必要があります。
- ⑤ ニーズ調査結果において、社会参加や生きがいづくり等への参加頻度については、前回調査と比べて、今回調査では、学習・教養サークルや老人クラブへの参加が減少傾向にありますが、「収入のある仕事」について伸びが見られました。高齢者が地域において生き生きと暮らせるよう、各種団体や地域活動への支援に努めるとともに、高齢者の就労に関しても積極的に支援する必要があります。
- ⑥ 地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口であり、高齢者に関する様々な業務を行っています。ニーズ調査結果において、家族や友人・知人以外の相談先として「医師・歯科医師・看護師」に次いで割合が高いことから、地域包括支援センターの機能強化に努める必要があります。
- ⑦ 在宅介護実態調査において、介護を理由とする介護者の離職又は転職の合計の割合は 11.4%となっていることから、引き続き介護離職を防止するための環境整備に努める必要があります。
- ⑧ ニーズ調査結果において、身近な方に認知症の疑いがあるときの相談先は、「家族または親族」、「病院・診療所」に次いで、「町役場の高齢福祉課等」、「地域包括支援センター」の割合が高くなっています。行政窓口やセンター業務としての認知症への相談支援体制を強化して、適切な治療や地域における様々な支援に繋げる必要があります。

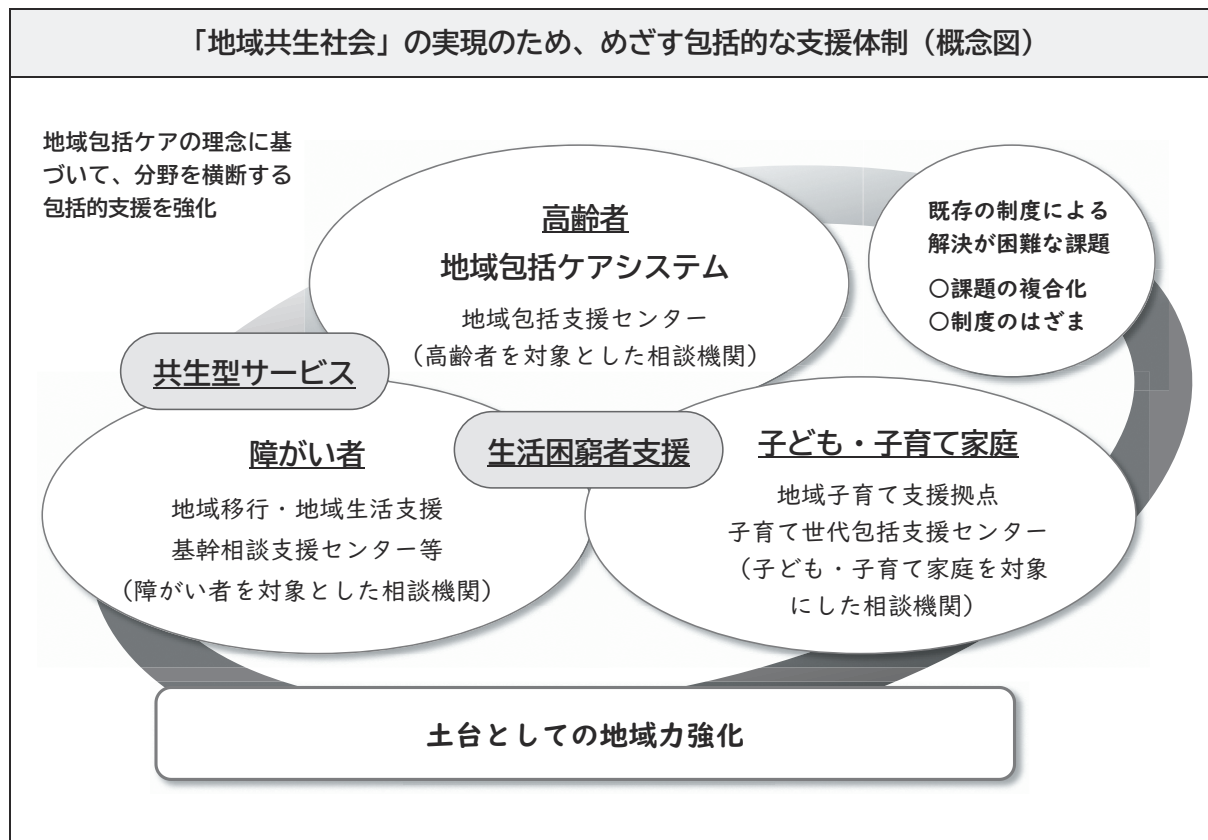
第5章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

健康で生き生きと安心して、ともに暮らせるまちづくり

本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組を進めますが、今後は地域包括ケアの理念を高齢者だけにとどめない包括的な概念となる「地域共生社会」の実現に向けた取組も進める必要があります。

そこで、前期計画の基本理念「健康で生き生きと安心して暮らせるまちづくり」に「ともに」を付け加えて一歩進めた形で引き継ぎ、様々な施策を展開することにより、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進と地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築をめざします。



※上図のうち、本計画においては、主に地域包括ケアシステムに関する施策・取組を記載しています。

2. 基本目標

以下の3つの基本目標により、本計画の基本理念の実現をめざします。

基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

ライフスタイルの多様化等を背景に、地域とのつながりがますます希薄化していくことが懸念される中、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加しており、地域で暮らしていくために様々な生活支援サービスや医療、地域の支え合い等が求められています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に高齢者の暮らしを支えるために必要となるサービスや仕組みについて検討するとともに、医療機関や各事業所との連携を強化し、地域の状況に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進します。

基本目標2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

健康づくりや介護予防への取組は、長い高齢期を生き生きと元気に過ごせるようにするだけでなく、今後の介護保険制度を安定的に運営していくためにも重要なことです。

このため、生活習慣病予防や介護予防について、壮年者や高齢者すべてが自らのこととして関心を持ち主体的に健康づくりに取り組むことが重要であり、そうした住民の主体的な健康づくりや介護予防を促進・支援します。

また、運動が習慣づけられるよう、生涯スポーツの取組を進めるとともに、高齢者等も気軽にできる体操等を推進します。

さらに、就労やボランティア活動、趣味の活動等が生きがいづくりにつながるだけでなく、健康づくりや介護予防への取組にも重要であることから、地域活動の活性化と社会参加機会の拡充を図ります。

基本目標3 介護保険サービスの充実と適正化の推進

特に後期高齢者の増加に伴う要介護等認定者数やサービス利用者数の増加等、介護保険サービスに対するニーズが増大していくことが予想されます。

要支援・要介護者のニーズ等を踏まえながら、身近な地域で必要とする介護サービスを利用することができるよう、今後もサービスの質の向上と量的確保を図るとともに、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付費の適正化を図ります。

3. 施策体系

基本理念	基本目標	主要施策	施策の内容
健康で生き生きと安心して、ともに暮らせるまちづくり	<基本目標１> 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	(１) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 地域ケア会議の推進 ③ 地域見守りネットワーク体制の整備 ④ 福祉意識の啓発
		(２) 身近な地域での生活支援の充実	① 食の自立事業（配食サービス） ② 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 ③ 緊急通報体制等整備事業 ④ 日常生活用具給付等事業 ⑤ 生活支援サービスの充実 ⑥ 自動車急発進防止装置取付費補助事業
		(３) 権利擁護の推進	① 高齢者虐待防止対策の推進 ② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業・福祉サービス利用援助事業） ③ 成年後見制度利用支援
		(４) 生活安全対策の推進	① 防災対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 感染症対策の推進
		(５) 認知症施策の推進	① 認知症への正しい知識と理解への取組 ② 早期発見と支援の充実
		(６) 在宅医療・介護連携の推進	① 医療と介護の連携強化 ② 地域の医療・介護情報の収集と提供
		(７) 生活環境の整備	① 高齢者の住まいの確保 ② バリアフリー化の推進
	<基本目標２> 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進	(１) 健康づくりの推進	① 地域における普及・啓発の取組 ② 後期高齢者健診・特定健診・がん検診・予防接種事業 ③ 保健事業と介護予防の一体的な取組
		(２) 介護予防・重度化防止の推進	① 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ② 住民主体の活動の支援
		(３) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	① 老人クラブへの支援 ② 交流機会の充実 ③ 敬老事業への取組 ④ ボランティア活動の推進 ⑤ 生涯学習講座 ⑥ 文化・芸術活動の推進 ⑦ 高齢者生きがい活動支援通所事業 ⑧ 隣保館デイサービス事業
	<基本目標３> 介護保険サービスの充実と適正化の推進	(１) 介護保険サービスの充実と質の向上	① 介護保険サービスの充実 ② 介護保険制度や各種サービスの周知 ③ 介護支援専門員への支援 ④ 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進 ⑤ 介護保険サービス事業者への指導・助言
		(２) 介護保険事業の適正な運営	① 介護給付適正化の推進
		(３) 低所得者対策の推進	① 低所得者対策の推進

第6章 施策の展開

基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

本町では、認知症地域支援推進員や、認知症初期集中支援チームの配置という認知症総合支援体制の構築や、地域ケア会議の開催や医療・介護の関係者の研修会等による各関係者の連携強化、運動機能向上教室をはじめとした介護予防の場・サービスの充実を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

これまでの各施策の推進を図りつつ、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域包括支援センターの機能強化や地域課題を協議する地域ケア会議、地域での見守り体制の整備や福祉意識の醸成等により、関係機関や地域及び住民のネットワーク体制の強化に努めます。

■施策・事業

① 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の総合相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置するとともに職員のスキルアップを図ります。また、高齢福祉課、社会福祉協議会、在宅介護支援センター等関係機関との連携を強化します。

さらに、インフォーマルサービスをはじめとした各種の情報共有、多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。

② 地域ケア会議の推進

介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門職、その他の関係者により構成される地域ケア会議を定期的を開催することにより、介護支援専門員（ケアマネジャー）が抱える困難ケースの検討及び情報交換、地域課題や個別課題の抽出、共有、そして解決策等を協議します。

③ 地域見守りネットワーク体制の整備

見守りネットワークについて、既存ネットワークを活かし具体的な体制を整備します。また、平成28年4月より井手町 SOS ネットワーク事業を実施しており、事前登録された高齢者が行方不明等になった場合、社会福祉協議会や協力事業者等に情報を伝達し、早期発見に繋がります。

④ 福祉意識の啓発

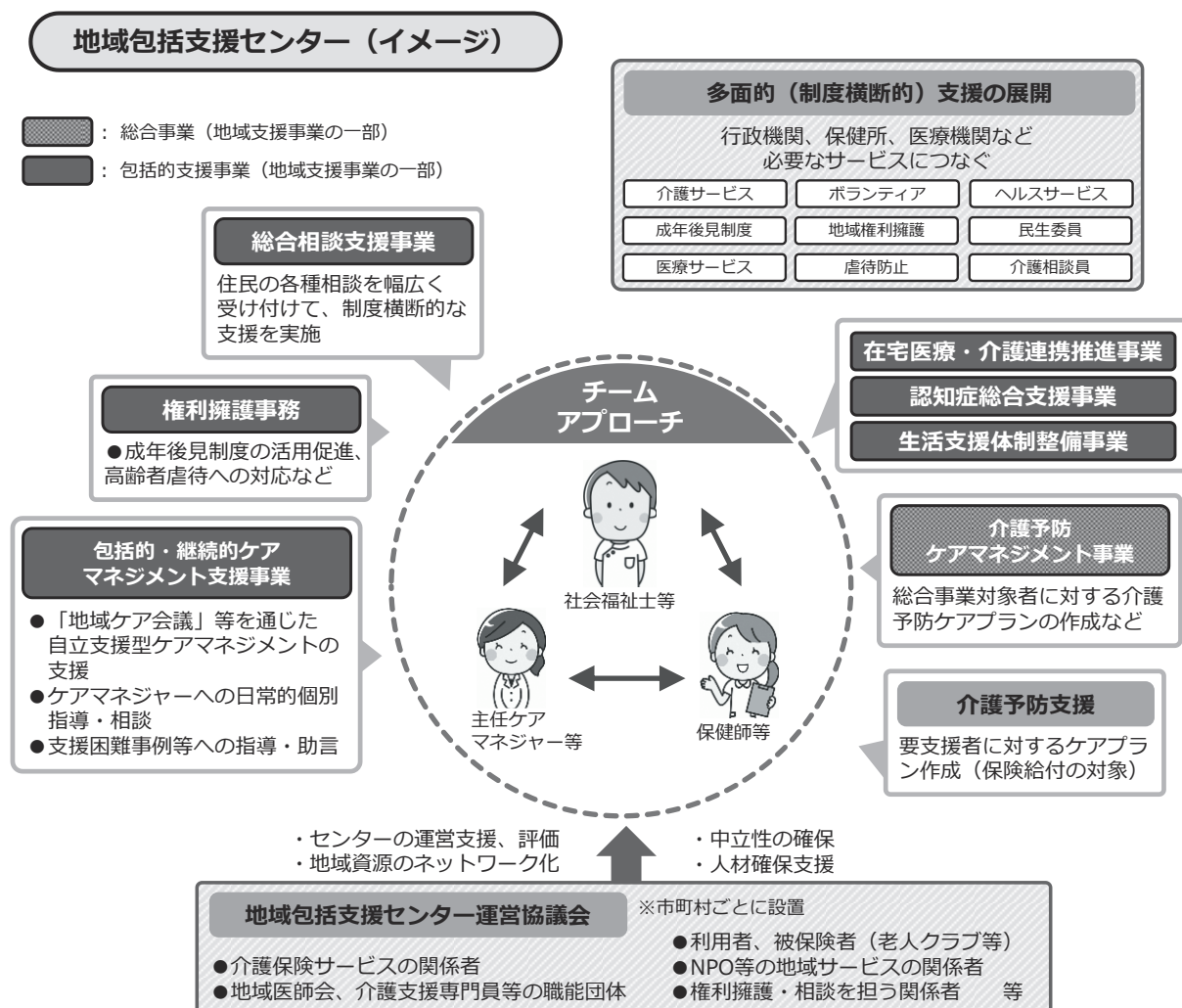
社会福祉協議会等が実施する町内の小中学校における世代間交流や各地域等における同世代交流事業と連携を図り、「高齢期」と「加齢に伴う生活のしづらさ」等について相互理

解促進に努めます。また、いづみ人権交流センターで開催しているいづみまなび教室や井手玉川大学、町が実施する他の生涯学習活動等、住民の福祉意識の啓発に向けた取組を進めます。

基本目標Ⅰ（Ⅰ）の指標	目標値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護保険に関する相談件数（件）	300	300	300
地域ケア会議の開催（回）	3	3	3

～地域包括支援センターについて～

本町では、地域包括ケアシステムの構築と推進の中核機関として、地域包括支援センターが設置されています。保健師、社会福祉士に加えて、認知症地域支援推進員等を配置して、その専門知識や技能を互いに生かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートを行っています。



(2) 身近な地域での生活支援の充実

地域における生活支援サービスの充実のため、平成30年4月1日に第1層協議体（町全域）を設置し、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携して、多様な生活支援の取組を検討しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、日常的な生活支援の重要性やニーズの高まりに対応できる体制づくりに努めます。

■施策・事業

① 食の自立事業（配食サービス）

調理が困難な高齢者を訪問し栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、訪問時に見守り等を実施します。

② 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

障がい及び要介護（支援）認定のある高齢者等の寝具類の衛生管理が困難な方に対し、乾燥消毒等のサービスを提供します。

③ 緊急通報体制等整備事業

高齢者や障がいのある人が、健康状態の悪化等の緊急を要する場合、円滑に通報できる体制を整備します。

④ 日常生活用具給付等事業

要介護状態にある高齢者等に日常生活用具（火災警報器、自動消火器、電磁調理器等）を給付し日常生活上の便宜を図ります。

⑤ 生活支援サービスの充実

第1層協議体（町全域）により生活支援コーディネーターを中心に協議を進め、多様な主体による様々な生活支援サービスの提供体制の構築を進めます。

⑥ 自動車急発進防止装置取付費補助事業

交通事故の防止及び事故時の被害軽減を資することを目的とし、所有する自動車への急発進防止装置の取り付けに係る費用の一部を助成します。

基本目標1（2）の指標	目標値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間配食数（食）	4,700	5,000	5,100
寝具類洗濯乾燥消毒サービス利用件数（件）	20	20	20
緊急通報体制機器設置数（個）	16	16	16
老人用電話（貸与）（個）	1	1	1
自動車急発進防止装置取付費補助件数（件）	2	2	2

（３）権利擁護の推進

家庭や施設等における高齢者虐待防止の啓発と、関係機関との連携による早期発見・早期対応に努めています。

また、高齢者の権利を擁護するため、必要な高齢者に対して、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施と成年後見制度の利用促進を行っています。

■施策・事業

① 高齢者虐待防止対策の推進

住民及び事業者へ高齢者虐待予防の普及・啓発を行い、地域全体で虐待予防の意識の醸成を図るとともに、介護保険サービス事業者や民生児童委員、警察等の関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

② 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

社会福祉協議会では、自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理の支援を実施しています。今後も必要な方に対し、サービス提供ができるよう、社会福祉協議会と連携して対象者等の把握に努めます。

③ 成年後見制度利用支援

判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に対して、成年後見制度の相談や講座等により啓発等の支援を行います。高齢化に伴い、認知症等に関する相談も増加しているため、今後も必要な方に対して制度の利用ができるように努めます。

基本目標Ⅰ（３）の指標	目標値		
	令和３年度 （2021）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）
高齢者虐待に関する相談件数（件）	25	25	25
権利擁護に関する相談件数（件）	10	12	12

(4) 生活安全対策の推進

いつ起こるとも知れない災害に対して「井手町地域防災計画」に沿った体制づくりや、犯罪や詐欺被害の防止の取組を推進することにより、高齢者の安全・安心な環境づくりに努めています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく取組を推進し、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保します。

■施策・事業

① 防災対策の推進

「防災マップ」により、避難所への経路や災害時の行動手順等を周知します。また、災害時に何らかの手助けが必要な高齢者に対し、事前に登録することで消防団等が対応する災害時要配慮者避難支援制度を推進します。

② 防犯対策の推進

住民と行政、さらに各種団体との連携・協働により安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、民生委員や老人クラブ等の関係機関・団体との連携を図りながら啓発・注意喚起を行っていきます。

また、商工会や町内の金融機関、所管警察署と連携し、振り込め詐欺等の防止に係る取り組みや、消費者被害を受けた人を救済するための消費生活センターでの相談等消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。

③ 感染症対策の推進

本計画に関する全ての施策・事業については、マスクの着用、手洗いの励行、「3密」（密集、密接、密閉）の回避等の「新しい生活様式」に基づく新型コロナウイルス対策をはじめ、あらゆる感染症に対する必要な対策を講じるとともに、地域における日常生活においても「新しい生活様式」が行き届くよう普及啓発に努めます。

基本目標Ⅰ（４）の指標	目標値		
	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)
要配慮者避難登録件数（件）	180	180	185

(5) 認知症施策の推進

認知症の人が地域で生活するためには、周囲の方々の理解や支援が不可欠です。本人の認知症予防及び状態改善のための施策だけでなく、周囲が認知症を正しく理解し、認知症の人が地域で生活できるようにサポートするため、住民をはじめ町内の小中学校でも認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応につなげるとともに、地域において認知症の人とその家族を支援するための認知症カフェや、認知症予防の教室、認知症ケアパスの作成等、認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援の実施に努めます。

■施策・事業

① 認知症への正しい知識と理解への取組

●認知症予防教室

井手地区と多賀地区において月2回、専門の講師による認知症予防教室を開催しています。高齢者の居場所づくりとしての機能も担っており、今後も継続して実施します。

●認知症カフェ

認知症の人の居場所づくり及びその家族の相談場所として、認知症予防教室の中で認知症カフェを開催します。地域包括支援センター職員や看護師等も参加するなかで、今後もニーズの把握に努め、参加しやすい体制づくりを進めます。

●認知症ケアパス

認知症ケアパスは、認知症の人の生活機能障がいの進行にあわせて、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な内容等を情報提供するものであり、今後、情報の更新も含めて定期的な見直しを行います。

●認知症予防リーダー研修

認知症に係る理解等の醸成を図り、ボランティアとして各地区で実施しているミニサロンや福祉教育等に講師として活動する方を育成する研修を実施します。

② 早期発見と支援の充実

認知症初期集中支援チームにより、認知症の早期診断・早期対応に努めます。また、認知症地域支援推進員を3名配置し、介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携を図る支援や認知症に関する相談対応等を行います。

基本目標Ⅰ（5）の指標	目標値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症予防教室（開催数）	48	48	48

（6）在宅医療・介護連携の推進

関係市町と綴喜医師会で連携して研修会や講演会等を開催し、医療・介護の関係者の顔の見える関係づくりに取り組むとともに、病院から在宅への切れ目のない入退院調整・連携等を進めています。

■施策・事業

① 医療と介護の連携強化

包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう、京都府や近隣市町と連携し、医療・介護従事者同士の顔の見える関係づくりに取り組むとともに、入退院の連携を強化して、病院と在宅間のスムーズな対応を促進します。

② 地域の医療・介護情報の収集と提供

地域の医療機関の分布・機能や介護サービス資源の把握と情報の提供を行い、専門職同士の連携を支援します。

（7）生活環境の整備

公共施設等のバリアフリー化や状況に応じた高齢者向け施設の提供体制等、高齢者が暮らしやすい生活環境の整備・充実に努めています。

■施策・事業

① 高齢者の住まいの確保

経済的・身体的に施設等への入所が難しい場合又は高齢者虐待等への措置的手段として利用する「養護老人ホーム」は町内にはありませんが、他市町村の施設と連携を図りながら適切な入所措置を進めます。

家庭環境や住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な高齢者が入所して、日常生活上の必要な便宜を低額な料金で受けられる「軽費老人ホーム（ケアハウス）」は町内には1施設あり、引き続き事業所と連携を図っていきます。

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、京都府や近隣市町と連携して情報を把握することで、高齢者の適切な利用につなげます。

② バリアフリー化の推進

井手町バリアフリー検討委員会の意見等を受け、誰もが通行しやすい道路拡幅による歩道整備等、高齢になっても安心して住むことができる環境整備を促進します。

基本目標２ 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

（１）健康づくりの推進

健康の維持・増進は、高齢になっても生き生きと暮らせる心身を保つことにつながるため、若いときから心身の健康維持に努め、高齢になってもフレイル（虚弱）や介護状態になることを予防することが大切です。

自主的な健康づくりを推進するため、ミニサロン等の機会に健康相談や健康教育の催し等を行い、住民の健康づくりに対する意識を高めるとともに、生活習慣病や老人性疾患等を予防するため、各種健（検）診の受診をはじめ、生活習慣の改善の相談や疾病の初期段階で適切な治療が受けられる、かかりつけ医等の重要性について啓発しています。

また、保健事業と介護予防事業の一体的な実施についても検討し、効果的な事業の運営をめざします。

■施策・事業

① 地域における普及・啓発の取組

生活習慣病の予防や健康管理に必要な知識を取得するための教室や講座を開催し、健康的な暮らしを支援するとともに、生活習慣病予防のための食生活や生活習慣への指導、心身の健康に関する相談等を行います。また、かかりつけ医やかかりつけ歯科医等をもつことの必要性について、周知を図ります。

② 後期高齢者健診・特定健診・がん検診・予防接種事業

各種健（検）診の受診を勧奨し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげるように努めます。また、感染症に関する正しい知識の普及と理解を深める啓発活動等を積極的に進め、高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の促進を図ります。

③ 保健事業と介護予防の一体的な取組

生涯にわたる健康づくりから高齢期におけるフレイル予防や介護予防へとスムーズに移行できるよう普及啓発に努めるとともに、フレイル状態にある高齢者については医療サービスにつなげる等の適切な支援を行います。

基本目標２（１）の指標	目標値		
	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)
健康相談回数（回）	15	18	18
健康相談利用者数（人）	300	360	360

(2) 介護予防・重度化防止の推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で健康に自立した生活ができるよう支援するため、また、今後の介護保険事業が安定的に継続運営していくため、保健、福祉等のそれぞれの関係機関が連携し、総合的な介護予防施策が必要です。

健康づくりと介護予防は表裏一体であることから、高齢者がフレイル（虚弱）や要介護状態にならないように、介護予防の取組を進めます。また、たとえフレイルや要介護状態であるとしても、早期の把握と早期の適切な対応が大切なため、各種取組を適切に活用し、高齢者の要介護状態の把握と状態改善、重度化防止を推進します。

■施策・事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

●介護予防把握事業

相談業務や介護予防教室等の機会を活用し、要介護リスクの高い高齢者等の介護予防対象者の早期発見に努め、介護予防に関する支援につなげます。

●介護予防普及啓発事業

介護予防についての啓発や介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発に向けて、サロンや老人クラブ等へ講師の派遣を行います。

●地域介護予防活動支援事業

地域での介護予防教育等を拡充して介護予防の取組を強化するとともに、地域における自主的な介護予防活動の担い手の育成・確保に努めます。

② 住民主体の活動の支援

地域の互助、民間サービス、町独自事業等役割分担を踏まえた介護予防事業のあり方を検討し、住民主体の介護予防活動の担い手の育成や活動の支援を行います。

基本目標２（２）の指標			目標値		
			令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)
通所型介護予防事業	運動機能	実施箇所数（箇所）	1	1	1
		実施回数（回）	32	32	32
		参加実人数（人）	18	18	18
		参加延べ人数（人）	576	576	576
	口腔機能（運動と同時に実施）	実施箇所数（箇所）	1	1	1
		実施回数（回）	4	4	4
		参加実人数（人）	18	18	18
		参加延べ人数（人）	72	72	72
介護予防普及啓発事業	介護予防教室、講座等	実施回数（回）	24	24	24
		参加延べ人数（人）	480	480	480
	介護予防相談	実施回数（回）	24	24	24
		参加延べ人数（人）	480	480	480
地域活動支援事業	ボランティア育成	実施回数（回）	3	3	3
		参加延べ人数（人）	80	80	85
	地域活動支援協力実施回数（回）		10	10	10

～介護予防・日常生活支援総合事業について～

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）は、高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、本町では平成 29 年 4 月から実施しており、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に区分されます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、事業対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防に資する訪問介護と通所介護のサービスに加え、住民主体の支援等も含めて実施するサービスです。また、「一般介護予防事業」は、自治体の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を分け隔てることなく、効果的・効率的に介護予防を推進する観点から総合事業に位置づけられています。

《本町における「総合事業」》

区分	対象	内容	
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2又はチェックリスト該当者等	訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援の提供
		① 訪問介護相当サービス ② 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス） ③ 訪問型サービス B（住民主体によるサービス）※ ④ 訪問型サービス C（短期集中予防サービス）※ ⑤ 訪問型サービス D（移動支援）※ ※は実施未定	
		通所型サービス	機能訓練や集いの場等、日常生活の支援の提供
		① 通所介護相当サービス ② 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス） ③ 通所型サービス B（住民主体によるサービス）※ ④ 通所型サービス C（短期集中予防サービス）※ ※は実施未定	
		介護予防支援事業	総合事業によるサービス等が適切に提供されるためのケアマネジメントの実施
一般介護予防事業	全ての高齢者	介護予防把握事業	情報を収集・把握し、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を介護予防活動へつなげる事業
		介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う事業
		地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業

(3) 高齢者の生きがいくりと社会参加の促進

高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいくりを推進します。また、高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして地域社会に参加・貢献できるよう、就労やボランティア等への機会の提供やきっかけづくりに積極的に取り組むとともに、老人クラブ等の高齢者の自主運営団体に対する活動支援を行います。

■施策・事業

① 老人クラブへの支援

高齢者が地域社会の一員として生きがいを持って活躍できるよう、高齢者同士の交流促進と健康づくりや地域貢献活動に取り組んでいる老人クラブへの支援を行います。

② 交流機会の充実

高齢者の自主的な社会参加・学習活動を行う場である老人福祉センター等を活用し、余暇時間の活用や交流機会の充実を図るとともに、地域の福祉推進員等で実施しているミニサロンへの講師派遣を行う等、仲間づくりや健康づくりを推進します。

③ 敬老事業への取組

●敬老会

地域社会発展のためにご尽力いただいた高齢者の方を敬愛し、敬老会を開催し、長年の功績と長寿を祝います。

●敬老祝金支給事業

77歳以上の高齢者を対象に敬老祝金を支給しており、今後も、高齢者の長寿をお祝いするとともに、高齢者にとって生きがいのひとつとなるよう、本事業の継続に努めます。

④ ボランティア活動の推進

地域社会での支え合いの基盤づくりが図れるよう、社会福祉協議会が実施している住民参加型福祉サービス フレンドリーサポート（有償ボランティア）の援助者や利用会員の拡充を支援します。

⑤ 生涯学習講座

高齢者の交流の輪を広げ生き生きとした生活を送り、積極的な社会参加を進めるため、生涯学習に関する情報提供を行うとともに、井手玉川大学（高齢者教室）の開催や健康、趣味、地域活動等の講座や各種サークル活動の支援に努めます。

⑥ 文化・芸術活動の推進

高齢者が余暇を利用し、自らの知識、技能、経験等を活かして創作した作品を発表する機会をつくるとともに、老人クラブや文化協会等が地域で取り組む文化・芸術活動を支援します。

⑦ 高齢者生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になる恐れのある高齢者等に対し、通所によるサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ります。

⑧ 隣保館デイサービス事業

高齢者の自立を助長し生きがいを高めることを目的として、大正琴、手芸教室、健康教室（相談）、パソコン教室、料理教室を実施します。

基本目標２（３）の指標		目標値		
		令和３年度 （2021）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）
老人クラブ	クラブ数（個）	18	18	18
	会員数（人）	1,500	1,450	1,400
	加入率（％）	60	59	58
ミニサロン講師 派遣回数（回）		10	10	10
生涯学習講座	開催回数（回）	7	7	7
	延べ参加人数（人）	650	650	650

基本目標３ 介護保険サービスの充実と適正化の推進

（１）介護保険サービスの充実と質の向上

介護を必要とする方が適切な介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの充実や情報提供を行います。

また、介護保険サービス提供事業者に対する指導・助言を行うとともに、利用者と事業者の橋渡しを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・フォローにより、全ての利用者に良質なサービスが公平に提供されるよう取り組みます。

さらに、介護人材の確保・定着に向けた取組への支援により、本町における介護保険サービスの量と質の維持に努めます

■施策・事業

① 介護保険サービスの充実

居宅サービスについては、要支援・要介護認定者が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況を踏まえつつ、需要に見合うサービス供給量の確保に努めます。

地域密着型サービスについては、ニーズに対応したサービス基盤整備に努めます。

施設サービスについては、施設等への入所を望む高齢者がその状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、供給量と質の確保に努めます。

② 介護保険制度や各種サービスの周知

介護保険をはじめとする各種制度やサービス、介護予防教室やサロン等が適切に利用されるよう、地域包括支援センターにおける相談支援や関係窓口等での情報提供、ホームページやパンフレット等による広報や各種講座・イベント等での啓発により、制度やサービスの周知に努めます。

③ 介護支援専門員への支援

地域包括支援センターにおいて介護支援専門員への個別相談や情報提供等の支援を行うとともに、地域ケア会議等の会議を開催して関係者間での情報共有を図り、解決方策の検討等を行います。また、京都府等が主催する研修会への参加等により、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

④ 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進

介護人材の確保・定着を図るため、各種研修等により介護保険サービス従事者のキャリ

アアップを支援するとともに、介護職への就業等に関する情報提供等に取り組みます。

介護人材の確保・定着に向けて、処遇の改善や就労環境の整備、幅広い年齢層や他業種からの新規参入の促進、離職した人材の復職・再就職支援、介護の仕事の魅力向上、外国人人材の受入環境の整備等も重要であることから、関係機関や事業者等と連携して取組を進めます。

⑤ 介護保険サービス事業者への指導・助言

利用者から寄せられる相談や苦情について事業者に連絡するとともに、常に利用者の立場に立った適切なサービスが提供できるよう、改善に向けた指導・助言に努めます。

介護保険サービス事業者に実地指導や集団指導を行うとともに、調査状況の公表や介護給付費通知の実施等、給付費の適正化も併せて行う等、事業者指導の強化を図ります。

(2) 介護保険事業の適正な運営

本町では介護給付適正化支援システム「トリトンモニター」を導入し、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検・医療情報との突合を実施することにより介護給付の適正化を行っており、引き続き持続可能な介護保険事業の運営に努めます。

■施策・事業

① 介護給付適正化の推進

<要介護認定の適正化>

認定調査員がそれぞれ同じ判断基準で調査が行えるよう研修や指導の充実を図り、要介護認定の平準化に努めます。

<ケアプランの点検>

介護支援専門員が作成したケアプランが利用者の自立支援に向けた適正な計画となっているか、特定の事業所での支給限度基準額に占める給付費の割合に偏りがないか等の視点で点検を実施し、助言・指導等を行います。

<住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査>

住宅改修を行う前に利用者の状態又は工事見積書の確認を行うとともに、施工後の確認により、住宅改修の施工状況等を点検します。また、福祉用具の購入者等に対しその必要性や利用状況等を点検し、適切な福祉用具の利用を進めます。

<縦覧点検・医療情報との突合>

提供されたサービス内容の誤りや医療と介護の重複請求を解消するため、国民健康保険団体連合会への委託により縦覧点検・医療情報との突合を実施します。

基本目標3（2）の指標	目標値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
住宅改修の点検	55	60	60
縦覧点検（帳票数）	400	500	500
医療情報との突合（件数）	110	120	120

(3) 低所得者対策の推進

全ての人が安心して介護保険サービスを利用することができるよう、介護保険料やサービス利用料の負担軽減を図り、低所得者の費用負担への配慮に努めます。

■施策・事業

① 低所得者対策の推進

介護保険事業を適正に運営し、すべての住民が安心して介護サービスを利用できるように、国の制度や社会福祉法人による利用料軽減制度等の低所得者対策や制度を活用し、保険料や利用料の負担緩和に努めます。

第7章 介護保険事業の推進

1. 基盤整備について

(1) 地域密着型サービスの整備状況

認知症対応型共同生活介護は町内に1施設が整備されていますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については整備されておらず、第8期計画中也整備される予定はありません。

		第7期	第8期計画			
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護	施設数	1	1	1	1	
	定員	9	9	9	9	
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	

(2) 施設サービスの整備状況

介護老人福祉施設（特養）は町内に1施設が整備されていますが、介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設、介護医療院については整備されておらず、第8期計画中也整備される予定はありません。

		第7期	第8期計画			
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
介護老人福祉施設	施設数	1	1	1	1	
	定員	75	75	75	75	
介護老人保健施設	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	
介護療養型医療施設	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	
介護医療院	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	

2. サービス事業量の見込み

第7期計画期間中の実績値をもとに、地域包括ケア「見える化」システムを利用した将来推計により、次のように見込みます。

(1) 介護予防サービスの量の見込み

単位：回（日）、人／年

予防給付		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①介護予防サービス								
介護予防 訪問入浴介護	回／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	回／年	1,057	1,062	1,062	1,086	1,086	1,086	941
	人／年	180	180	180	192	192	192	168
介護予防 訪問リハビリテーション	回／年	650	653	653	698	698	698	698
	人／年	48	48	48	48	48	48	48
介護予防 居宅療養管理指導	人／年	48	48	48	48	48	48	48
介護予防 通所リハビリテーション	人／年	36	36	36	36	36	36	36
介護予防 短期入所生活介護	日／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 （老健）	日／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 （病院等）	日／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 （介護医療院）	日／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	人／年	708	696	708	780	792	744	684
特定介護予防 福祉用具購入費	人／年	24	24	24	36	36	36	36
介護予防 住宅改修費	人／年	24	24	24	24	24	24	24
介護予防 特定施設入居者生活介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0

単位：回（日）、人／年

予防給付		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
②地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応 型通所介護	回／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機 能型居宅介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応 型共同生活介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0
③介護予防支援	人／年	876	876	876	960	972	924	852

(2) 介護サービスの量の見込み

単位：回（日）、人／年

介護給付		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①居宅サービス								
訪問介護	回／年	12,907	12,973	12,978	14,314	15,442	15,442	14,813
	人／年	804	804	804	876	936	936	900
訪問入浴介護	回／年	528	528	528	528	528	528	528
	人／年	72	72	72	72	72	72	72
訪問看護	回／年	5,608	5,632	5,707	6,768	7,010	7,381	7,062
	人／年	636	636	648	732	768	804	768
訪問リハビリテーション	回／年	965	965	1,032	1,933	2,071	2,071	1,933
	人／年	84	84	84	156	168	168	156
居宅療養管理指導	人／年	324	324	324	384	408	408	372
通所介護	回／年	11,064	10,955	10,955	11,528	12,098	12,448	12,296
	人／年	1,224	1,212	1,212	1,272	1,332	1,368	1,356
通所リハビリテーション	回／年	3,443	3,512	3,676	3,685	3,922	3,922	3,685
	人／年	456	468	480	492	528	528	492
短期入所生活介護	日／年	3,571	3,571	3,571	3,871	4,357	4,357	4,366
	人／年	348	348	348	360	372	372	372
短期入所療養介護 (老健)	日／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (病院等)	日／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日／年	0	0	0	0	0	0	0
	人／年	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人／年	2,052	2,076	2,112	2,244	2,340	2,316	2,244
特定福祉用具購入費	人／年	36	36	36	36	36	36	36
住宅改修費	人／年	48	48	48	36	36	36	36
特定施設入居者生活介護	人／年	96	96	96	108	108	108	108

単位：回（日）、人／年

介護給付		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
②地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／年	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回／年	48	48	48	0	0	0	0
	人／年	12	12	12	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人／年	108	108	108	108	108	108	108
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回／年	2,914	2,914	2,995	3,263	3,344	3,344	3,263
	人／年	312	312	324	348	360	360	348
③施設サービス								
介護老人福祉施設	人／年	912	924	936	984	1,044	1,092	1,068
介護老人保健施設	人／年	408	408	408	444	480	492	468
介護療養型医療施設	人／年	0	0	0				
介護医療院	人／年	36	36	36	36	48	48	48
④居宅介護支援	人／年	2,640	2,676	2,736	2,892	3,024	3,012	2,880

3. 介護保険事業費の見込み

第8期計画期間中及び中長期的な介護保険サービス事業費は、サービス事業量の見込みを踏まえ、下記のとおり見込んでいます。

単位：千円／年

		第 8 期計画			将来推計			
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 12 年度 (2030)	令和 17 年度 (2035)	令和 22 年度 (2040)
	居宅サービス給付費	386,570	388,773	394,308	427,483	449,926	453,890	440,570
	介護予防サービス給付費	20,200	20,115	20,233	21,652	21,822	21,211	19,769
	地域密着型サービス給付費	52,860	52,890	53,654	60,278	61,041	61,041	60,278
	施設サービス給付費	346,271	349,267	352,070	388,135	418,651	434,660	422,268
	利用者負担の見直しによる 財政影響額	△1,342	△2,024	△2,066	△2,203	△2,291	△2,264	△2,157
	標準給付費	804,559	809,021	818,199	895,345	949,149	968,538	940,728
	地域支援事業費	27,229	27,228	27,229	26,434	24,943	23,232	21,715
	合計	831,788	836,249	845,428	921,779	974,092	991,770	962,443
		2,513,465						

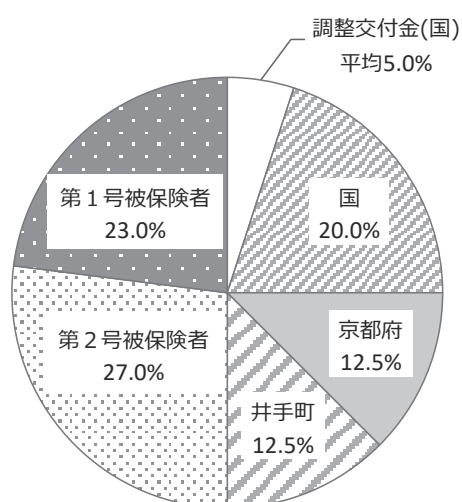
4. 第8期介護保険料の財源構成

「介護保険制度」は、介護を必要とする方が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

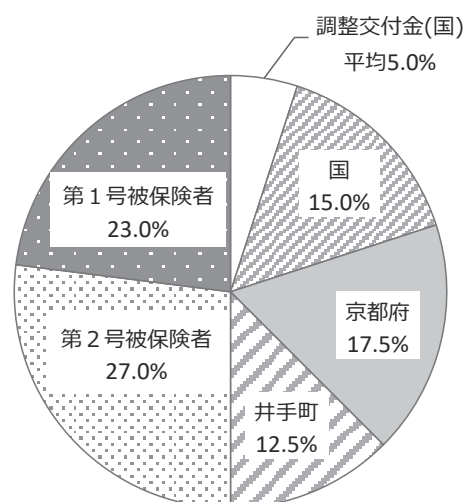
介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。

《介護保険の財源構成》

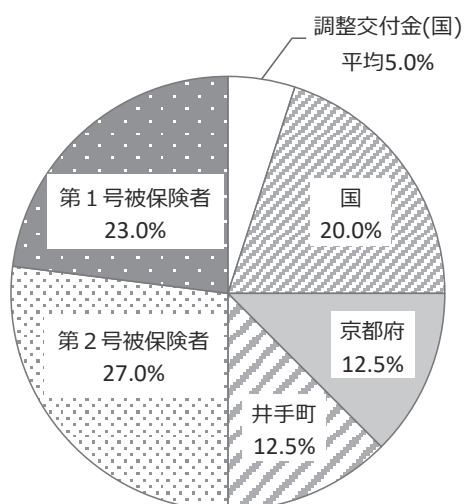
【居宅給付費】



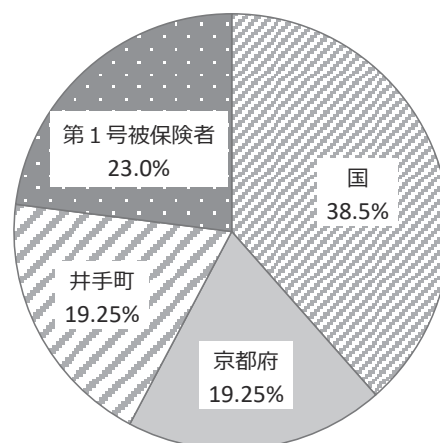
【施設給付費】



【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



第8章 計画の推進に向けて

1. 推進体制と点検・評価

(1) 関係機関との連携

本計画の目標の実現に向け、京都府・近隣市町及び関係機関との連携により、介護・医療・福祉の施策を一体的に進め、施策の総合的・効果的な実施に努めます。また、本計画の円滑な推進に向け、高齢福祉課をはじめ、庁内のその他関係部署、関係団体等との連携を密にし、施策や事業の実施に努めます。

(2) PDCAサイクルの実施

計画内容を着実に実行するために、関係各課を含めて、本計画の進捗状況を各年度点検・評価するとともに、高齢福祉を巡る状況の変化を加味して、より適正な進捗が図られるように施策・事業の見直しと改善を行います。

なお、井手町高齢者サービス総合調整推進会議において、上記の計画の進捗状況の把握を踏まえ、介護保険事業運営上の諸問題について協議します。

自立支援・重度化予防に向け、地域マネジメントを実施
＜PDCAサイクル＞

- ①地域の現状把握と課題を分析し、計画を策定。
- ②計画に基づき、施策・事業を実施。
- ③実施した施策・事業を検証し、目標の達成状況を評価。
- ④評価した上で、計画の見直し・改善につなげる。

2. アウトカム指標の設定について

計画の施策の効果を図るため、次の指標を設定します。

単位：％

指標		基準値	目標値
		令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
ニーズ調査	自分自身の健康状態【「とてもよい＋まあよい」の割合】	79.0	82.0
	自分がどの程度幸せか【「高得点」(点数8～10点)の割合】	45.8	50.0
	外出回数が減っているか【「減っていない」の割合】	24.2	33.0
	スポーツ関係のグループやクラブに参加する高齢者【週1回以上の割合】	9.6	12.0
	運動器機能低下リスク高齢者【全体の割合】	12.5	11.0
	口腔機能低下リスク高齢者【全体の割合】	23.3	21.0
	認知機能低下リスク高齢者【全体の割合】	42.7	40.0
	認知症の相談窓口の認知度【「はい(知っている)」の割合】	29.3	33.0
在宅介護実態調査	介護者が不安に感じる介護【「認知症状への対応」の割合】	28.7	25.0
	介護離職の低減【「主な介護者が仕事を辞めた＋主な介護者が転職した」の割合】	11.4	9.0

※アウトカムとは「成果・効果」という意味で、施策・事業を実施したことによる成果・効果のことを指します。

参考資料

1. 井手町高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高齢者に関する福祉・保健・医療等の各種サービスの総合的推進に必要な事項について、町民各層の意見を反映させ、関係機関、関係団体等が協議等を行うため井手町高齢者サービス総合調整推進会議（以下「サービス調整推進会議」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 サービス調整推進会議は、次の各号に定める事務を掌る。

- (1) 高齢者サービス総合調整推進のための企画、立案に関すること。（老人福祉法に基づく「井手町高齢者保健福祉計画」及び介護保険法に基づく「井手町介護保険事業計画」の策定検討において委員の識見に基づき意見を申述することを含む。）
- (2) 福祉・保健・医療等に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他高齢者サービス総合調整推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 サービス調整推進会議は、委員若干名で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 行政関係者
- (3) 医療福祉関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 サービス調整推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 サービス調整推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 サービス調整推進会議の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、サービス調整推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 井手町高齢者サービス総合調整推進会議 委員一覧

(敬称略・順不同)

氏 名	区 分
西島 寛道	町議会の議員
脇本 尚憲	
畑中 博之	行政関係者
中坊 溥	医療福祉関係団体の代表者
松本 佐知子	
今井 清美	
水野 寿	
宮永 信一郎	
村田 隆史	学識経験者
窪田 政美	被保険者代表
中井 芳春	住民代表
阿辻 好子	

第8期井手町高齢者保健福祉計画

発 行：井手町役場

編 集：高齢福祉課

住所：〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67 番地

TEL：0774-82-2001（代表）

FAX：0774-82-5055

発行年月：令和3年3月
